

血讐とその処理について

—ドイツ中世後期の都市とその周域における—

若曾根 健治

はじめに

第一章 中世後期における血讐生起の状況

一 「血讐」の意味——とくにフェーデとの関係において——

二 血讐関与者の範囲

三 都市内の状況

(一) 妻を殺害する

(二) 逃亡殺害者を追跡する

四 都市とその周域における状況

(一) フェーデ

(二) 客人と市民

第二章 血讐回避のための殺害事件の処理

- 一 血讐事件と一般の殺害事件
 - 二 訴訟——とくに逃亡殺害者にたいする——
 - 三 和解について——和解当事者・和解交渉役・和解裁判官——
 - 四 和解と訴訟
 - 五 和解当事者の義務について
 - (一) 当事者双方に求められている義務
 - (二) 被害者側の義務
 - (三) 加害者のとるべき基本姿勢
 - (四) 加害者側の義務
- むすび

はじめに

血讐は主として殺人について被殺者の親族が殺害者もしくはその親族にたいし報復としておこなう殺人であり、自力救済的かつ合法的行為である。血讐現象は人類の古今にわたつている。ごく一例をもつて示せば、古代ギリシアではアイスキユロスの作品のなかで、コロスはこう語つてゐる。「殺された者の血のしづくが、／地に注がれれば、また他の血を呼び求める、それが撻」と。ナイル川上流ヌア一族についてエヴァンズ＝ブリチャードは述べる。血讐は「殺人が生じた状況における両当事者の親族間の関係」であり「部族内に限定された制度である。」血讐の

当事者は、各部族内の「加害者と被害者側の父系の近親者」相互となる。他に「当事者が属している共同体」（「クラン」・「リニイジ」・「村」など）相互にも生じる。⁽²⁾

血誓という言葉はこれまでしばしば「血の復讐」というように言い換えられているが、この言い方はいさざかわかりにくい。そこで、少し明瞭にしてみると、血誓にいう「血」とは一つは「流血」の意味である。もう一つは「血族」の意味である。最後に「血」は「殺害事件」（これには事情によつては、傷害事件もしくは致死となる傷害事件も含まれよう）の意味である。これら三つの意味が一つの報復行為に結びついているのが血誓現象である。ということは、親族法や殺害関係法、アジールの法やタリオの法、贖罪や刑罰関係の法が関わっていて相当にふくらみをもつた法的現象といえる。このうち、最初の「流血」ということはなかなか難しい問題を孕んでいて、呪術や宗教に関係している。⁽³⁾ 例えば、折口信夫は「仇討ちのふおくろあ」において、こう述べたことがあつた。被害者は血を出したが、神は血を出すことを嫌う。被害者は血を流すことで罪に触れたので、これを贖う必要がある。「死人が血を出して罪に触れた事を讀ふ為に、その親族の者が斬り殺す訣で、そうする事によつて、讀ひが完了する」つまり「仇討ちは祓への一種」である。⁽⁴⁾

本稿で取り上げるのはこのように、未開社会（無文字社会）を含め古今の社会における血誓現象の極くひとこまである。それは、中世後期（十四、十五世紀）のドイツ語圏の都市とその周域とに関わるものである。ここにおいては、血誓は一都市内の異なる血族・親族間で、また異なる都市の市民間で起きる。あるいは都市の市民とラントの騎士とが血誓の当事者となり、ラントの領主たち相互にも生じうる。中世後期ドイツ語圏における血誓をめぐつてはパウル・フランシュテットの著書が（しかもほとんど唯一の研究として）知られている。その上で重ねて本稿を著わすのは一つは、血誓はややもするとアルカイックな法制度であるとの思い込みからか比較的古い時代に

説
ついては考察は多くあるが、中世後期については未だ研究が少ないため本稿によつて一つの補完を果たしたく思うことにある。もう一つは、都市とラントの中世後期的特質をつねに念頭に置いて血讐の問題を考えたいことにある。この時代は例えばヨハン・ホイジンガの強調する「党派」と復讐・抗争との時代であった。他方でそれがゆえに却つて交渉や同盟・契約が盛んに交わされていた時代でもあつた。血讐もこうした時代の特色を受けていよう。その中でもとくに、闘いの時代という時代的制約の中につて血讐の回避、そしてその処理に向けて中世後期の人びとがさまざまに知恵を出し合おうとしていたところにとくに注目したい。

ある血讐事件の顛末を知るには年代記の叙述が有益であろう。残念ながら本稿はその余裕がない。本稿が主として依拠するのは、都市の被追放者記録簿、フェーデ事件の和解関係文書、都市法記録、各種の和解締結証書である。考察に取り上げる場所も、史料上の制約から特定できない。さまざまな場所の事例を組み合わせるモザイックな方法をとらざるをえない。

第一章 中世後期における血讐生起の状況

— 「血讐」の意味——とくにフェーデとの関係において —

中世後期、血讐を表わす言葉には種々のものがあつた。例えば十三世紀後期バイエルンの事例をみてみよう。ここでは大公間で盛んに紛争が起つており、それに伴い和解も少なくない。一二七六年ルートヴィヒ、ハインリヒ

の両大公の和解文書にラテハ語や *capitalis inimicitia sine homicidium* ふみえるのが、もつてある。この「不俱戴天の敵対もしくは殺害」の抗争関係に休戦 (*treuga*) やめたふれんが、和解締結の趣旨であった。⁽¹⁾ またドイツ語の例には同様の趣旨で、一一九〇年ルートヴィヒ・オットー大公間の和解文書に *tovinnschafft* がある⁽²⁾。他には左で直ぐ述べるもべに *tovveint* とか *tolgeveihite* とかの言葉が知られるが、これらも同じ意味である。これふりたん語の *inimicitia* またはドイツ語の *tovinnschafft* と *tovveint* はともに *veint* または *tolgeveihite* に近く、*geveihite* はふれぬ「敵対関係」を意味し、それより *tovinnschafft*・*tovveint*・*tolgeveihite* は文字通り「死の敵対関係」となる。それらが血誓を指す言葉であつた。

ここで、ここで血誓を指す言葉に関して注目したいのは、関係文書に次のように述べられてゐることである。例えば（a）バイエルンの一二八七年ルートヴィヒ・ハインリヒ両大公の和解文書には、⁽³⁾ 「立証すべし」殺害を犯した者が無罪を主張するもば、自分共二人の名譽ある信頼の置ける者によつて次のように立証すべし。殺害者が当該殺害を正当防衛としておこなつた（*er ers notuer sines libes getan habe*）ことあることは「彼【被殺者】は、彼【殺害者】の血讐因縁にある者であつた（*er sin tovveint sei gewesen*）」こと。後者の立証は、被殺者が殺害者の血讐相手（*sin weint*）であることを知つてゐる（*daz war gewissen sei*）と証言する。ルートヴィヒ関係に基づく殺害は罪に問われなかつた。また（b）ルツェルン市参事会・市民は一一九九年 *Schuhelme und Chum vor Spalen* およびその助力者（*allen im helfern*）ふれまや「相互に抱き合つてあた不和や訴え」にこゝへて（*umb alle die missehelle un umbe alle die ansprache*）和解した。しかも「血讐は除く（*ane die tolgeveihite*）」和解した。（なお）これを記した文書はバーゼル市当局が発行しており、ルツェルン市と争ひていた右の者は、バーゼル市ゆかりの者たちであつた。ところは、この都市はバーゼル市と紛争を経験していたから

である。⁽¹³⁾ 以上のように諸文書に「血讐は罪に問われぬ」・「血讐は除外する」といった趣旨のことが述べられている。この意味は、血讐の行為は和解に違背しない、ということである。そして、ここでとりわけ注意を喚起したいのは、このところに、血讐とフェーデとは異なる行為として観念されていたことがよく現われている点である。この占は前述一二九〇年のバイエルン大公間の和解文書に「血讐に」とよせて略奪あるいは火付けをなすこと、あいなうや (Man sol umb dehein totwirtschafti weder rauben noch prennen) との警告が発せられていたこと、にもかかわらずあえておこなう略奪・火付けについては損害を賠償しなければならぬ (sol den schaden gelten) と命じられていたこと、からよくわかる。そこからは、(a) 血讐は許されていたこと、(b) 血讐は殺害として起きるだけでなく現実には略奪・火付けとしても起きることがあつたこと、(c) その一方で血讐と略奪・火付けとは異なる性格の行為として觀念されていたことがわかる。こので、(c) について、もう少し敷衍したい。血讐はフェーデとは（したがつてフェーデにおける殺害とは）違った性格をもつていた。血讐はフェーデ（権利の主張を掲げた集団的敵対関係）とは似而非なる敵対である。無論実際には、血讐がフェーデにとよせて起ることはある。しかし、両者は同じものではない。フェーデは相手の財力・経済力を奪い、相手の実力を殺ぐことを目的としていた。このための常套手段はモノや人間の略奪・差押えや火付けなどであった。⁽¹⁴⁾ これにたいし人間の殺害は重要な地位を占めていない。他方、血讐は殺害だけが原因で起きるとはかぎらないが殺害を主目的とする敵対関係である。⁽¹⁵⁾

以上の意味で血讐はフェーデとはわけて考えねばならない。⁽¹⁶⁾ しかも血讐現象がある特徴的な言葉をもつて言い表わされている事例がある。一三一一三年西部ホルスタイン、ラント・ディトマルシェンとホルスタイン伯との間の和解契約⁽¹⁵⁾にある文言である。「Reuilo の親族 (parentela) と Wolderikisman et Meyman の親族とが古来から抱

きあつてきたり古き殺害は除いて (preter antiquum homicidium)」¹⁾ ハート・アーヴィング・シェン、ホルスタイン伯ゲルハルト、諸領主の不和は解消されるべし、と。和解から除外されている「古き殺害」とはなんであろうか。それは、領主家相互の伝来の殺害関係であり、こうした殺害に由来する敵対関係である。その言葉に血讐の特徴がよくでている。フェーデは当事者のそのときの勢力状況に依存した敵対であるが、血讐は連鎖的殺害であり古来の持続した関係である。これは禁止されない。これにたいし、フェーデに基づく一連の行為は和解が成ったからには敢行してはならない。いわく、フェーデの和解当事者のなんびとも、相手を「略奪、捕虜、火付けによつて苦しめる」と (rapina,captivazione,incendio molestare) 」あいなはず、と。

以上にこう述べられている一二一一一年の和解の事例と、先述の一九〇〇年バイエルン大公間の和解に「血讐に」とよせて略奪あるいは火付けをなすこと、「あいならず」とあつた事例とは、揆を一にしている。このように「あいならず」と禁じられている行為に、殺害（つまりフェーデとしての殺害）は含まれなかつたとは考えにくい。この点からいつても血讐はフェーデにおける殺害とは異なるものと觀念されていたことが、理解できる。

二 血讐関与者の範囲

穂積陳重は復讐制限方法の一つに「復讐義務者の範囲を定むること」と、あつたと述べていた。例えば、中国の古典には「忌服を受くる血族は擧な復讐義務者」との考え方がある²⁾、それによれば復讐義務者の範囲はかなり広いといふことになる。ヨーロッパ中世初期には、例えばカーロリング時代の部族法典の一文に「世襲地を取得する者は、軍装すなわち武具、最近親族の復讐 (ultimo proximi)、かつ人命金の支払いが帰属すべし」とある。³⁾ここでは、相続財産を受け継ぐ者は同時に「最近親族の復讐」すなわち血讐をおこなう者である。またヴォルムス莊園法

(一〇一四一二五年) も血讐関与者について述べている。⁽¹⁵⁾ 「共同体のなんびとか (*quis ex familia*) が彼の仲間の者 (*consilius suis*) をその必要がないのに (*sine necessitate*) …殺したときは…われわれはこう定める。彼は人命金を支払い、殺された者の最近親族 (*proximi occisi*) とは慣習にしたがい (*more solito*) 平和を締結すべし、かつ最近親族はそれ「人命金」を受け取るべく義務づけられるべし、と。しかして」——と、規定は続く——「殺された者の最近親族が殺した者の最近親族 (*proximi occisoris*) を追跡せんとするべし、もしその「追跡を受ける」最近親族のなんびとかが「殺人の」相談にも実行にも関与していないと宣誓によって証明しうるときは、彼は殺された最近親族から、確固とした、かつ永久の平和を受け取るべし。」——「平和を受け取るべし」とは、殺害者側の親族は血讐関係から離脱できることを指している。この事例には、血讐の矛先が向けられる相手は殺害者本人にかぎられていない、その親族の一員ならばだれでもが該当したことがよく現われていよう。

中世後期になると、ザクセン地方の法書が示すように⁽¹⁶⁾、殺人事件について贖罪金の要求をなしうる者の範囲は被殺者の子供 (*kinth*) すなわち直系卑属、そもそもば被殺者の最近親の剣親族 (*nesten swerimag*) すなわち最近親の男系血族というようによほど限定されてくる。したがって血讐が起こる場合に、血讐関与親族の範囲もかなり狭いものにならう。この点で参照できるのは、北海沿岸フリーゼンのある法判告 (一三二一年) の記録である。事故・病気とかではなく殺されたものと思しい者の屍体を聖職者とコソスルとが検案し、傷痕などを確かめ殺害によるとの判定すると、被殺者の「相続人たち (*heredes*)」は被殺者の墓所の前で犯人の名を呼ばわる (*terum faciant ante sepulchram*)。こう呼ばわれた者は、人命金の支払いに応じなければならぬ (*wergeldum consequuntur*)。されなくば、自分共十二人でもつて雪冤の宣誓を果たさねばならない。「墓所の前で犯人の名を呼ばわる」とあるのは、フリーゼン語では *bona makia vpur tha grewe* といい、「墓の場所で謀殺者の名を挙げる」とある。以

上のような状況から推測するに、相続人たちが犯人の名を挙げるのは、殺人事件が起つても不思議ではない事情を常日ごろから知っている者にこそ初めてできる」とあつたろう。ソレとしてみるとれば、「相続人たち」とは殺人事件の事情に通じた小範囲の親族を意味していることになろう。他方で、中世末期イスの法判告の事例⁽²⁾には「うみえる。「屍体は、死者の屍体の親族たちに手渡されるべし。彼らは、ジッペの名において (von sibschaft wegen) 彼【死者】のために復讐しなければならない (zerechent hand)」¹⁾。これは犯人が逃亡している場合である。ここに親族は「ジッペの名において」復讐をなすべしとあると或い「ジッペ」成員は相当の広がりをもつていたとみられる。とくにスイスは血讐の事例が比較的長く維持された場所であつた⁽³⁾といふ、これは関係していよう。

広がりのある親族について、かつて一つの事例をあげよう。リューベックの事例（一四一六年）である⁽⁴⁾。和解 (amicicia, reconciliatio, i. e. zone et concordia) が成立したために、賠償金を受け取るにふや「復讐 (vindicta)」を放棄する。父親を殺されたヴィッケ・ニエンドルフ (Vikke Nyendorp) は和解に服し復讐 (血讐) を断念するが、そのさい彼は現在将来にわたり殺害者ルーデキースペ・コラー (Ludekinus Koler) 本人にたいし復讐を断念する他に、殺害者の相続人や親族友人にたゞして (ipsum Ludekinum Koler, suos heredes et amicos presentes et futuros) 断念する。また被殺者側のヴィッケ・ニエンドルフも現在将来にわたり自身が血讐を放棄するだけになべその相続人や親族友人にたゞ (ipse pro se et suis heredibus et amicis natis et nascituris) 血讐を放棄させるとある。この事例は、血讐関与者が当事者本人とその相続人といつも一方で制限されていたことを示していると共に、他方で相当な広がりを見せていたことをも示唆する。殺害事件の当事者本人は血讐を望まなくとも、状況によつてはその親族友人が血讐に固執することもあつたからである。

期の特徴は現実の血讐関与者の膨らみの中に姿をみせている。

三 都市内の状況

(一) 妻を殺害する

では、血讐は実際にどのような事情から起きたのであろうか。これを中世後期の都市についてみてみたい。とはいへ、じつはこれがよくみてこない。ただ、僅かではあるが血讐的状況とみなされる事例がある。それをシュトラールズント市を例に考察していきたい。というのは、このハンザ都市には被追放者記録簿が作成されていて一三一〇年から一四七二年まで、都市内における非行のゆえに追放に処せられた者について六八〇件余りの記録が残されている。この記録を見てがかりに、血讐が起りうる状況を探ってみたい。

一つが夫が妻を殺害する事件である。一四五四年夫ユルゲン・ユンケ (Jungke) は妻ヴォッベケン (Wobben sin echte husvrouwe) を殺害し、その罪で追放となつた。被追放者を匿す者は同罪となる。宿屋の主人 (de wort des gastes) も彼を匿せば同様の罰となる (de sulue pine unde nod myl em an gan)。夫が追放になつたのは、彼が妻殺害後逃走したからである。記録は以下述べてある。妻の「やオッベケンの親族 (vrun) が」とあれユンケに遭遇し (wor an quemen)、彼をリューベック法にしたがい捕らえ (wolden em towen) とするといふ」ことである。そして続ける。「彼が法に逆ひへ (dede he deme rechte weddersta) がゆゑに彼ら [親族] が彼を死に至らしむ (scologhen see eme dar over dol)」ことがありても、彼らは罪に問われるにも損害を被ることもなし (nyne pine edder nod umme liden)」⁽¹²⁾。このように殺害者(夫)を殺すことがあるとすれば、それは血讐を意味するといふにちがいない。刑事手続をへてしまふわゆる死者にたいする告訴が起きよう。

妻を殺害するといった事件は、シュトラールズント市に少なからず起きており、事情によっては妻の親族による血讐が生じる状況が出てくる。

(1) 「逃亡」殺害者を追跡する

もう一つ、他の殺害事件はどうであるか。例えば一四二〇年の事例⁽¹³⁾がある。ハインリヒ・デ・ベーケン (Beken) がヨハン・ブラント (Brannt) を殺害して逃走した (*pro quo factus est proflugus*)。そのため追放 (proscriptus) の処分が下った。⁽¹⁴⁾に血讐が起つて状況が生まれないであろうか。⁽¹⁵⁾の如き⁽¹⁶⁾、⁽¹⁷⁾の事例をもつて示したい。

(a) 商人ヨハネス・フレーゼ (Vreese) がアスマス・ウェッゲツィン (Weggetzyn) を殺した罪で追放となつた事件がある。これについて記録簿は「⁽¹⁸⁾記す。「この殺害事件の犯人たるヨハネス・フレーゼは、彼が発見されうるのなら」と⁽¹⁹⁾であれ、またリューベック法がおこなわれているどんな都市、場所においても、その殺害事件のゆえに取り押さえられ (*impediri*) うる。しかも、この「逮捕の」行為はなんら罪に問われない (*impune*)。⁽²⁰⁾また (b) 一四三一年ニコラウス・ヴォルター (Wolter) はローゼントレーダー (Rozentreder) 父子を襲ひ、父親のヨハンに瀕死の傷を負わせ息子のペトルスを殺害した。彼はリューベック法によつて追放となつた。記録簿にいわく、「かのヴォルターが発見されて捕縛される」とがちつとも、捕縛者は罪に問われない (*impune apprehendi*)」⁽²¹⁾と。⁽²²⁾これらには、殺害者が逃亡し追跡者が彼を追跡し捕らえる状況が背後にある。記録簿も定型的文言でもつて述べる。例えば「ミヒアエル「殺害者」は犯行を犯して逃亡し (*profugus factus*) リューベック法によつて追跡を受け「しかし捕縛されえなかつたので」追放に処せられた (*executus et proscriptus*)」⁽²³⁾。逃亡者に科せられた追放は一面で刑罰であつたと共に、他面で、逃亡者を捕捉して裁判所に連行し、裁判に服させるための強制措置であつ

説た。それは右の（b）の事例で、続けてこうあるところからわかる。「彼〔ヴァオルター〕について、裁判を開始する（*de eo justitiam consequi*）」ために、と。

論
れい、以上（a）（b）の事例で注目しておきたいのは、まず（一）、被追放者を追跡し、捕える者は「罪に問われない」とある。これは、殺害者を捕捉するのは司直のみならず、だれでもがなしうるといふ」」だが、しかし、捕捉者のなかで重きをなすのは事實上被殺者の血族・親族・友人であろう。上述（b）の事例には後述するように「父親と、被殺者の相続人たち」が挙げられている。左の事例も参考されたい。⁽²⁾ 一四五四年ヒンリク・ショーフ（*Schoof*）は“ヒアエル・ターベル（*Tabel*）殺害の件で追放となつた（*verrestiel*）。ヒアエルシモーフにたいする追跡行が始まつたが、その先頭に立つたのが“ヒアエルの血族・親族・友人たち（*Michels vrend*）”であった。記録簿はこう述べる。彼らが「うまくヒンリク・ショーフに遭遇して（*wor an quemen*）」リューベック法に基づいて彼を捕らえん（*wolden enen loven*）とする場合に」ヒンリクが逆らつともばば」と。次に（ii）、「追跡者が殺害者に行き着いて彼を捕らえるとき彼が抵抗すれば、事情によつては彼を殺しうる。右の一四五四年の事例について記録簿は続けて述べている。「ヒンリクが法に反して逆らつともば」（*dede Hinrik deme rechte weddersial*）“ヒアエルの血族・親族・友人たちがそのせいで彼を殺すことがある（*sloghen Michels vrende ene dar over dod*）」、彼らはこの不幸について（*unme lyden*）なんらの制裁も処罰も（*nene nod edder pyme*）被る」とな」」。こうして、実際に殺害者を「殺す」とある」となると、これが血讐的状況とこうことになる。

いのように血讐が起つりうる状況については、以上とは別に一つ注目すべき事情がある。殺害に加わった、殺害者の仲間のことである。前述（b）一四三二年のニコラウス・ヴァオルターがローゼントレーダー父子を襲つた事件において、「彼〔ヴァオルター〕について、裁判を開始する」ために、とあつたところに続けて記録簿は述べる。「彼

〔殺害者ウォルター〕の仲間に属する〔コワーベックの〕法について、次のことがなおざりにされぬよう注意がなされるべし。彼の仲間に属しては (quoad ipsos complices)、法は、かの「傷を負つた」父親と、被殺者「息子」の相続人たちとに (dicto patri et heredibus ipsius interfici) 許まるべし。すなわち、加害者本人は正規の裁判に委ねられるが、加害者の仲間は被害者側の意思に委ねじよべ、言い換へれば、復讐に任せてよい。しかも、この点については別の事例⁽²⁾もある。一四三一年ルーネケ・トントン (Bunden) は「無慈悲」 (inhumaniter) 夜間ショットラールズント市民ティディリクス・バーゲン (Baggen) を殺害し、追放に処せられた。これについて記録簿はこう述べる。「汝」かの「殺害者」ルーネケがかの殺害事件において一人もしくは複数の仲間・加担者を (quem seu quos complices et adjutores) 徒てして「殺された」後日、の者らが発見されるならば彼〔仲間・加担者〕を「は彼らを訴追し、追跡」 (prosequi et exequi) べべし。これについて、「攻撃者・復讐者は」罪に問われるべし。かのルーネケが「追跡を受けて」発見されるべし。同様に。」のようじ、殺害者本人のみならず、殺害者の仲間も被殺者の血讐に晒されることがある。

以上の事例には、追放に処せられた殺害者を追跡し捕らえ殺すべしとになりても罪に問われる」とはないとあつた。ただ、殺害者を殺してはいけない、とまでは述べられていなかつた。じつは、被追放者を殺してはいけない、と記載されている事例がある。一四一九年ハインリヒ・ミストルア (Mystoor) はハインリヒ・ツェーガー (Zegher) に刀を引き抜いて暴力をふるい、数個の傷を負わせ追放に処せられた事件である。「ハインリヒ・ツェーガーは彼〔ハインリヒ・ミストルア〕を容赦なく捕らえる」とはできるが、殺してはならない (sed non debet occidere)。事件は傷害であるから、「殺してはならない」と記していたのは、同書報復の観念がそこに働いていたのかも知れない。また、傷害事件でも血讐が起つてゐるとすれば「殺してはならない」とあつたのは理解でぬことではな

い。これにたいし殺害については、被殺者側は殺害者を殺してはならない、と述べる事例がない。このことから推測するに、殺害については殺害でもつて応えること（血讐）が事実上默認されることがあつたとも取れる。殺害事件の場合にも、被害者側にたいし、加害者を「殺してはならない」と警告が発せられることがあつたろう。警告が発せられるとすれば、それは殺害の事件でも殺害で応えること（血讐）が現実には起きていて、それが默認されていたといえなくはない。

四 都市とその周域における状況

(一) フェーデ

中世後期という時代の特徴として、都市とその周域との関わりが紛争のかたちをとつて頻繁になつてきて、いる状況が挙げられる。都市はその周域から孤立した存在ではなかつた。都市とその周域との間におけるこうした関係的状況の中で、血讐が起こることがある。

前節一においてさまざまな和解事例から、血讐はフェーデとは似而非なる敵対関係であるとしてその基本的性格（「古き殺害」）を指摘したが、と同時に、実際には血讐がフェーデに」とよせて起こることがあるとも付言しておいた。以下で問題とするのは、この付言の方である。そして、ここで、史料の上である程度確認できる事例の一つとしてリューベック市とその周域との事例をとりあげたい。

リューベック市民と騎士との間には、中世後期に頻繁に紛争が起きていた。^[3]以下では、この点をみていくが、その前に、ハンザ商業圏の中心地たるリューベック市の地位に関わる事件の一例を挙げておきたい。隊を組み商品を携えて *Nogardia* と *Plescowia* と間の街道を往来するドイツ商人 (*Teutonici mercatores*) が略奪を被つた一連

の事件を一二一五年になつて記録した文書⁽¹⁾がある。一連の事件のうちやいりや注目したいのは一二八八年に起きた略奪で、略奪の機会を捉えて血讐が起つた。その経緯は、ほぼ次のようである。ドイツ商人たちにたいし略奪をおこなつたのは *Plescowenses* であったが、この者らは、いの略奪を奇貨居くべしとして、ドイツ商人たちにたいし過去の「殺害事件の被殺者のために復讐を (ad vindictam occisorum)」敢行したのである。ここに「被殺者のために復讐を」にある被殺者のための復讐とは、かの「口を殺害」を指してはいらないであろうか。過去の殺害事件の犯人は *frater Otto Paschedach* という名の男で、彼はある土地 (*in terra Adzelle*) で帮助者らと共に謀 (*cum illis de Rosien*) して *Plescowenses* の一員にたいして殺人をおこなつた。おそらく *frater Otto Paschedach* や彼の仲間となるらか繋がりのある者ら——親族、友人とか——がドイツ商人たちの中にいて、これら繋がりのある者が *Plescowenses* によって復讐（血讐）を被つたものとみられる。このような、過去の殺害事件と、現在の復讐事件との関係・経緯は、略奪をおこない復讐を敢行した *Plescowenses*、自身の自由によつて明らかになつたのである。

この略奪事件でドイツ商人隊は六十マルクの損害を受けた。街道といつのは、商人・巡礼・被迫放者を初めさまざまな人びとが往来する通商路であり、人に遭遇する機会は頗る多い。被害者側がかねてから探索していた、血讐の相手についても同様のことがいえよう。と共に、街道は権力と権力とはさまであり、秩序の不安定な境界地でもあつた。血讐やフェーデの生起し易い事情がここにあつた。

さて、リューベック市民と騎士との間に頻繁に紛争が起きていたことも、ハンザ商業圏の雄都たる当市の地位に負うところが大きいである。以下では、リューベック市民と騎士との紛争で起つたりうる血讐事件を十四世紀中葉の一、二の事例をてがかりにみていく。

説
Hamme —彼らは、武装者たち (*armigeri*) と呼ばれてゐる——はリューベック市との不和・抗争を解消せんとして同市と和解契約を結んだ。リューベック市にたいしては公然隠然、損害を加えることはしない、と。リューベック市も同様のことを約束する。ただし、双方共に四週間前にフェーデを通告するとされはこのかぎりではないとされる。和解契約のこの内容から、フェーデの事前通告のさへに守るべきであった慣例の期間がわかると共に、他方で、事実上フェーデが突如として敢行され、相手を急襲する事件が度々起きていた」とも窺える。⁽²⁾ したフェーデ行使状況のなかで、血讐の事件が起ることがある。

このことを示してゐるのが、同年一月二十六日の和解事例である。⁽³⁾ この和解の場には、リューベック市参事会の相手側として、数々の騎士 (*miles*)・騎士従者 (*famulus*)・武装者 (*armigeri*) が名乗りをあげ姿をみせてゐる。フェーデにおいて騎士側、市民側いずれの側も、一名の同胞が殺されるとこう被害に遭遇していた。これら二つの殺害事件を收拾するため騎士側代表者で騎士従者 (*Hartwicum Hummersbullen, Heynonem Struz, Ywanum Crummendik et Hartwicum Heest, famulos*) と参事会側 (*consules Lubicenses*) との間で和解が結ばれる (*ad stabilem amiciciam*) ことになった。⁽⁴⁾ この和解やとくに問題になつてゐるのは、騎士側の一人で殺されたマルクアールドス・シュトゥルツの件である。

この件について、騎士側は「*約束して*」⁽⁵⁾ ある。この殺害事件のゆえに被殺者マルクアールドス・シュトゥルツの親族友人 (*amici ipsius Marquardi Struz interfici omnes*) が都市に危害を加えるようないふはなし、と。しかし、この約束については、騎士側は保証人として、和解交渉にあたつた前記 *Hartwicus Hummersbullen* 以下四名（これらは騎士従者）⁽⁶⁾ *Ludernus de Borstel*（これは騎士）とを立てる。彼ら保証人は、リューベック市参事会

と市民とにたゞし。 (a) 彼の由ふと彼の親族友人たちとの名にねじて、また (b) 「かの被殺者マルクアルドス・ハムトウルツの血族全部 (dicti Marquardi Struz interfici consanguineis viuensis)」の名にねじて、^[1] ある (c) 蠶士 (domino Johanne Hummersbutten, militie) やよび他の武装者たち (Hermannus, Volrado, Hartwico et Hennekinus fratribus dictis de Tralow et Elero Moderint, armigeris) の名にねじて保証をおなりないたのである。 (d) 彼らが (b) によるハムトウルツの血族全部の名において保証をおなりしないふるに、注目した。被殺者の血族メンバーによる復讐が起る虞れがあるのを予め回避しようとしていることがわかる。

騎士側は八週間前にフューデの通告をする」とも約束している。前述の四週間前であれ、この八週間前であれ、事前に相当長い期間をとりてフューデ通告をおこなわなければ正規のフューデとなりえないことである。しかし、予めこうした長い間隔を遵守した上でフューデを起こすといつたことは、実際問題としてほとんど不可能に近い。ところになると、このような事前通告は实际上フューデそのものを防止することに狙いがあったとみてとれる。しかし他方では、フューデを敢行せんと思う者は決められた期間を守ることはできるはずもなく、相手を急襲することになるのである。これは、フューデ現象における一種のジレンマの状況である。

最後に一三五四年九月二十七日の和解の事例^[2]では、市民と騎士との血誓的状況がより表にあらわれている。騎士側の一人アレクサンドリウス (dilectio Alexandro Jonsson de Tyrchinge) がリューベックおよびシュテッテン (Stettin) の市民たち (burgenses de Lubeck et Stein) に殺害された。被殺者の父親 (pater Johannis antedicti) は殺害者たちから十分なる賠償金 (plenam emendam et congruam satisfacionem) を取得したので、和解するに至った。騎士側も被殺者の父親がその意向ならば、それで満足やむとの意思を示した。そして和解したからには騎士側は市民がおこなつたアレクサンドリウス殺害を理由に市民に復讐するとか敵意を抱くとか (vindicta

sine infestacione, que ab supradicti Alexandri occidente suboriri poterit) はない」と安全を保証する。

以上、リューベック市民と騎士との和解の事例によれば、フューネの状況のなかで血讐が起つりうる」とがつた。この意味では、血讐事件はフェーデ事件と後者の一画面において繋がつてゐる。

(二) 客人と市民

前節で〈血讐は除外する〉(あるいは〈血讐は罪に問われぬ〉)と述べる事例を取り上げたが、血讐を除外するのは和解の場合にかぎられていなかつた。都市法にも事例がある。それが、客人と市民との関係にみられるものである。バイエルン、ナーブブルク (Nabburg) 都市法 (一一九六年)⁽³⁸⁾によれば、客人(外来者)が彼と血讐の関係 (Völfeintschaft) にある市民をこの都市に持つ場合には都市に入りえず、市民のなんびとも彼を護送しない。また都市の年市を (auf unsrer stat iarmarchie) 訪問する外来者は前後それぞれ三日間都市から護送の特権 (unsrer gelaitte) を受けるが、ただし「血讐は除かれる (an todveinschaft)」このところの意味は、必ずしも明瞭ではない。市内に血讐関係にある者を持つことを知つて年市を訪問する客人は護送の特権を享受できないのか、それとも、市内に血讐関係にある者を持つことを知らない客人が護送の特権を受け、しかし血讐に晒された場合に都市は責任を負わないとこうしたことなのが、いずれも考えられるが、ただナーブブルク市が護送の任に就く自都市の市民の安全を優先して考えているとすれば、前者の意味となる。いずれにせよ血讐には特別の地位が与えられている。

客人・市民関係法(客人法)は、一方で客人厚遇法(例えはモンテネグロ民などスラブ人にとっては客人は〈聖なる人〉であった⁽³⁹⁾)であると共に他方で客人冷遇法でもあつたが、いずれにせよ、市民と客人との間に血讐が起つることがあつた。しかしここで注目すべきは、交易的世界たる都市は血讐の起つりうる余地をいつまでも残しては

おかない。その事例として、場所は急に飛び時代も下るが、一五二六年ルツツェルン市民の誓約文⁽¹⁾書がある。——に、市民は客人（*gast*）にたいし血誓をおこなうとか、敵対するとか（*lodgericht oder ander syndischafft*）はしてはならないとある。たとえ客人が同市民と血誓関係に立つ者であつても、当該客人が都市の市場を訪問するとか、商人として都市を訪ねるとかの場合に、市民は血誓を実行してはならない。万一の場合に対応するため客人には護送者（*Gleit*）が就く。護送者に伴われて客人は都市を離れる。ただ、こうした場合、当該客人は二度と同市を訪問してはならない。以後は、都市の外で、血誓関係当事者たる客人と市民とは和解・交渉（*freundschaft oder tage*）に入る。客人が護送者に伴われて都市を離れた後に再訪し、あるいは和解を経ずして都市を訪れ、血誓を被ることがあつても血誓実行者は責を負わぬ（*kein Gericht verschuln*）。ルツツェルン市が一二九九年に周域の者と和解を結んだ事例に「血誓は除いて」と例外を設けていた（前節一）時代と比べて、一つの進展した状況を示している。

客人と市民との血誓に関するいのうな状況の背後に潜んでいた一つの事情は、客人は自己が市民と血誓関係にあるのを知らないことである。これは、血誓が親族集団相互の問題であつたことに関わっている。異親族集団の個々の成員は相互に、血誓関係の存否についてよくはわからないのである。もう一つの事情として働いていたのは、都市とか市場での取引の場所では血誓の行使を認めないと、都市当局の政策配慮（平和の維持）である。

ともあれ、警告を受けていたにもかかわらず不用意な客人にたいしては市民による血誓が起こつてもやむをえないとの伝来的観念は依然右の誓約文書にも見いだされる。市民と客人との間では血誓は廢止されるところまで至っていない。これにたいし、どんな場合であれ、「都市内においては、いかなる市民も他の市民にたいして血誓をおこなつてはならない（*Es soll auch kein burger an dem andern kein lodgericht rechen in der Stadt*）」ので

ある。また同市裁判所の権域外の殺害事件に (*umb todschlag usserst den zilen unseres gerichts*) 市民が巻き込まれることがあつても都市裁判所は関知しないことある。

一五一六年の誓約文書にあつたものは、六十年あまり後のルツツエルン都市法（一五八八年）の中に收められてゐた。これは、市民・住民・客人の相互の殺害事件について詳細な箇条が載つてゐる。^{〔註〕} この都市法に存する殺害関係箇条は内容的に大きく六部分からなる。このうち第六部分は、殺害者が逃亡した場合にこの者に飲食を与え助言・恩恵等を施す者にたいする処分を定める規定である。当面重要なのは、残りの五部分となる。

(一) まず、市民 (*burger*) と市民の間の殺人事件である。これは二つにわかれ。その一つは殺害者が捕らえられるときで斬首 (*abschlachten sin haupt*) となる。もう一つは逃亡するときで、名誉と法を失い (*Ehrlös und Rechtlos*) 永久に都市の外に詰まり都市に残した財産も没収される。第二部分以下が市民と客人との殺人事件を定める。(2) 市民が客人 (あるいは住民) を殺害する場合は、彼が都市当局と (*mit der Oberkeit*) 和解し、被殺者の親族と (*mit des entlibten fründschaft*) も和解をすれば、市民身分を失わない。被殺者の親族と和解が成立しないときは、処遇は市参事会の決定に (*an eines Rhaats bescheidenheit*) 委ねられる。ただし、参事会はこの市民に肉刑 (生命刑・身体刑) を科す (*an sinem läben gestraft*) はない。(3) 都市内に住むが市民権をもたない者 (住民) が都市の外に住む市民を殺害する場合と同様、都市を退去する。(4) 市民が客人を都市の外で殺害するときは、彼は都市内に住む市民を殺害する場合と同様、都市を退去する。(5) 市民、住民 (*hindersäss*) あるいは客人が都市外で市民を殺害する場合は肉刑と財産没収とに処せられる。

一五八八年のスイス・ルツツエルン都市法のこの箇条を通覧して気づくことは、血讐の言葉はもはや無く血讐は

一般殺害のなかへ姿を消してしまっている。もう一つは、市民が市民を殺害する——都市の内外における殺害を問わず——と、肉刑に処せられ財産を失う厳しい処遇となるが、市民による客人殺害の処遇は緩やかである。もし他の都市においても、同様の客人法が作られているとするなら、ルツツエルン市民が他都市の市民つまり客人を殺害するとき、都市と都市とは正面からぶつかり合うことになる。都市参事会が中心となつて都市間で司法契約^(註)を交わし、交渉せざるをえない事情がここにもあることがわかる。

第二章 血讐回避のための殺害事件の処理

一 血讐事件と一般的の殺害事件

血讐事件の処理について考えるにあたつて、予め断つておかなくてはならない事情がある。それは、ここに血讐事件の処理とはいふものの、実際には、一般的の殺害事件の処理問題として取り上げざるをえないことである。というわけは、こうである。ある者Aがある者Bにたいし殺害事件を起こした（第一次事件）とする。そして、その報復としてBもしくはその親族が、Aもしくはその親族にたいし殺害行為に及んだ（第二次事件）とする。この場合、右の第一次事件は一般的の殺害事件を指し、第二次事件が起きて殺害事件は血讐事件に変わる。ところが、翻つて考へるに、上記の第一次事件そのものが血讐事件であつたこともある。言い換えれば、AがBを殺害する以前に、Bもしくはその親族が、Aもしくはその親族にたいし加害行為に及んでいた事情があり、AがBを殺害し

たのは、その報復として起きたのかもしれない。となると、上記の第二次事件とはB側のA側にたいする再報復（第三次事件）を意味することになる。要するに、ある殺害事件は、異なる親族間、もしくは親族の一員間における連鎖殺害のなかの一事件なのか、あるいは、そうではない単発の事件なのか、といった殺害状況の問題がたえずつきまとである。

じつは、こうした状況については、少なくとも本稿が取り上げる史料は明らかにしてくれない。この点では、前述したシュトラールズント市の被追放者記録簿における殺害の記録であれ、後述するブレスラウ市などにおける殺害事件の和解に関する都市帳簿の記述であれ変わりはない。これら史料に知られる殺害事件が、とくに血讐事件として起きたのか、それとも、そうでない一般の殺害事件として起きたのかについては、事情がほとんどわからない。別言すれば、血讐事件として起きたことを察知させる叙述は、みられない。また逆に、当該殺害事件が血讐事件として起きたのではないということも、確実なところはわからない。

以上は、ある殺害事件が血讐事件か、いなかが、史料上なかなか確定しがたいという問題であった。そして、このことが、血讐事件の処理の問題にも関係していく。殺害事件の生起の状況が不分明であるために、本章次節以下における考察は厳密に血讐事件の処理をめぐるものとはならない。大筋は、一般の殺害事件の処理の考察とならざるをえない。他方改めて考えてみると、血讐事件の処理問題にとつて、当該事件が血讐事件か、それとも一般の殺害事件なのかの点が決定的な問題であるとは、必ずしもいえない。血讐事件といえども殺害事件の一種であることには間違はないからである。したがって、血讐事件の処理問題を、一般の殺害事件の処理としてみるのは、あながち牽強付会の説にはあたらないであろう。血讐事件であるからといって、その処理方法そのものが一般の殺害事件の処理の場合に比べて、格別異なつていたとは思われない。

ただ、ここで、次の一点は述べておきたい。血讐事件の処理として次節以下で取り上げるのは、告訴と和解との二つである。その場合、これらの処理方法は、殺害事件が血讐事件に拡大するのを回避・防止するために、都市当局によつて求められたものとして考えたいという点である。本章を「血讐回避のための殺害事件の処理」と題したゆえんである。しかも、血讐事件は一般の殺害事件に比べて加害被害の因果関係が入り組んでいる事件として性格づけることができよう。とすれば、告訴よりはむしろ、関係当事者の十分なる交渉に基づいた解決、言い換えれば和解交渉による解決が、血讐事件に適合的な処理方法であったとみられる。血讐が起きかねない、との虞れから解放されんがために、「和解と平和」への志向が働くことである。⁶⁵⁾ すると、逆にいって、和解によつて解決をみた殺害事件には、血讐事件が含まれていたとも想像される。

以上のことに関係して、もう一つ述べておきたい。都市当局にとつて一個の殺害事件が血讐事件に拡がるのは好ましからざる状況にあつたろう。その意味で、ある殺害事件を、たとえこれが血讐事件として起つたにせよ、その処理方法の上では、それを連鎖殺害の環から切り離し、単独の殺害事件として取り扱かおうとしたのではないか、ということである。さらにいえば、このように殺害事件が血讐事件に拡大するのを回避もしくは防止するため都市当局はできるかぎりそれを単独の殺害事件として取り上げようとしたのではないかということが、被迫放者記録簿における殺害の事例においてであれ、殺害事件の和解の事例においてであれ、史料上、殺害事件が血讐事件としてはなかなかみえにくいという事情にも繋がつていたのではないであろうか、ということである。

いずれにせよ以上述べたことは、史料のありかたからみたひとつの憶測にすぎない。以下で、訴訟および和解について個別的にみていきたい。

二 訴訟——ヒュンスター逃亡殺害者にたいする——

シユトラールズント市の被迫放者記録簿の記録（一三一〇年から一四七二年に至る）には、殺害事件について、告訴の事例が知られる。〔一〕に知られる市民間の殺害事件のうち、どれが異親族間の連鎖殺害（血讐）として実行されたものなのかについては、既述のように記録そのものからはわからない。したがって、ある具体的な殺害告訴事件について、当該告訴者とは連鎖殺害（血讐）事件の関係者なのか、もしそうであるとして一連の事件のなかでどのような地位にある者なのかといった、告訴をめぐる状況は分明ではない。血讐事件ともなれば、加害者は同時に被害者であることも多々あり、事情は込み入っている。この事情の下にあって、どの時点でなんひとが告訴者になつたのかの点は興味を引くところであるが、残念ながらこれも明らかになしえない。そこで、広く殺害事件の告訴として取り上げねるをえないのである。

さて、シユトラールズント市において殺害事件が都市の訴訟に服している事例が知られる。一例に、「三八〇年船員 (nauta) ハコラウス・トルク (Tolk) はベルナルドゥス・ヴィーヴェ (Wyzen) を殺害」 (moriſera occiſione occidi)、「〔〕の犯行のゆえ」 (pro quo delicto) 彼はリューベック市の法に基づいて「正規の判決による追放に処せらる (iustis sententiis est proscriptus)」のところは、⁽¹⁾裁判官 (judices domini) と云ふは、⁽²⁾ハネス・スクローゲン (Sculowen) やアンドレアス・カーネマーカー (Kanemaker) の名前が挙がっている。〔一〕に記述法が殺害（殺害にかぎられないが）犯人とその追放について記録簿が記載する典型的文例である。殺害や訴訟の経緯はよくはわからない。例えば、ある事例で示せば、Rakow 以下三人はミュンスター市民の *Johan van Umma* を略奪し殺害し、被害者の息子 *Ghert van Umma* が告訴したが、被告たちは召喚を受け

「(gheeschet) も「出頭しなかつた (Des quemen ze nicht vore)」。」¹⁵⁹ その帮助者と共に「追放に処せられ (verwest) た」とあるだけである。無論、」の間犯人たちは逃亡¹⁶⁰、ために追跡が起きたが、彼らを捕らえる」とができず最終的に追放に処せざるをえなかつたという事情がある。¹⁶¹

さて、右に一三八〇年の事例を挙げたが、この年を一例にとって、記録簿は他にどんな事件を載せているのかをみてみよう。合わせて十六件である。殺害にたいする判決は二件、盜みは七件、傷害が六件、略奪については一件あつた。もう一件の殺害事件もやはりスクローヴェとカーネマーカーが *judices domini* であつた。」の二人が一組となつて裁判に関係したのは、一三八〇年の上記の件数のうち他に傷害四件、盜み四件を数える。

シユトラールズント市の記録簿ではほとんどの訴訟はこうした二人一組の *judices domini* が関わつていて。彼らは誰なのか。同市の裁判はリューベック市法に基づいていたので、この点に関連して中世リューベック市裁判制度をみてみると、福元格はこう述べる。「都市君主的なフォーラト裁判は、十二世紀半ばには、市参事会の裁判権力」の下に立ち名称も十四世紀半ば以降「下級裁判所」と変えて事実上市参事会の「下級審」となつた。こうした地位にあつたフォーラト裁判所の「裁判官團を構成するのは、一人の裁判書記と二人の陪席裁判官である」と。また「リューベック法都市では、十五世紀頃には、判決発見が特定の法知識ある市民に委ねられる傾向」となつたが、この場合、市民によつて発見された判決を当事者に宣告したのが、こうした二人の陪席裁判官であつた。¹⁶² ただし、この陪席裁判官が市参事会員であつたのか、それとも一般の市民であつたのかについては明言されていない。

シユトラールズント市の二人一組の *judices domini* は市参事会員であつた。一一一八年十二月二十四日の記事¹⁶³がその点を明瞭にしてくれる。これは、その十日前にゲルヴィース・セーメローヴェ (*Semelouwe*) とその共犯者 (*capitanei, et quod vulgo dicitur wareni*) これが会議開催中の同市参事会室を襲撃した事件の判決録であり、「

うみえ。 *Huius cause...judices fuerunt Johannes Wesent tunc advocatus, item Johannes Saytelevent.*
Siffridus Parvus, Jacobus de Wilsen et Thiderman Wille consules et judices predicti. りれによれば、同市の
 裁判はフォーケト (*advocatus*) が裁判長となつてゐた。リハーレーの事件の裁判にあつたのはフォーケトお
 よび市参事会員 (*consules*) の計五人であった。この事件にかねば、判决作成に一般市民が判决発見人として関
 係していくかどうかについては記録簿からはわからぬ。ただ、追放事件が基本的に参事会裁判として、参事会か
 ら裁判を委ねられた数名（通例は二名）の参事会員の下で実施されてゐるのを考へると、フォーケトを除く参
 事会員が判决起草にあつたと考えられる。⁽⁴⁶⁾ フォーケトが記録簿で名を現せるのは稀で、その稀な一例に、放火事
 件ではあるが裁判官として一名の参事会員 (*Judices Thidericus Beroldi et Arnoldus Pes consules*) と並んで、
 フォーケトとしては右と同じくガニーゼント (*Wesent fuit advocatus*) の名がみえる。⁽⁴⁷⁾

殺害事件の訴訟で誰が原告 (*actor*) となつてゐるのかにつゝば、記録簿にはほとんどの場合記載がない。た
 だ、僅かではあるが原告が知られる。まず、身分関係がわかる事例を挙げれば、リハーレー。 (a) 父親を殺され
 た息子⁽⁴⁸⁾ (b) 息子を殺された父親⁽⁴⁹⁾ (c) 被殺者（男性）の兄弟⁽⁵⁰⁾ (d) 被殺者（女性）の伯（叔）父である。女
 性も原告 (*actrix*) になりうる。被殺者（男性）の (e) 姉妹⁽⁵¹⁾ (f) 妻である。一四〇六年、夫 (*Hinricum Pren
 marium Tuleken*) が三人の男に殺された事件では妻が原告となつた。⁽⁵²⁾ (g) 夫を殺された妻の代理人 (*procurator*)
 も原告になる。 (h) 一四〇一年三月二十五日ペトルス・ジューテ (*Jute*) がニコラウス・ハーネ (*Hane*) を殺害
 した事件では、珍しいに加害者ペトルスの妻が夫を告訴した。⁽⁵³⁾

ここで身分関係について述べないが、原告が被殺者の血族、親族を思わせる事例としては、(i) 「ベル
 ハト・クーレマン (*Kuleman*) は、原告で都市の兵士ヤコブス・トロイエマヘによつて「訴えられた」 (*actore*

Jacobo Troyeman, *samulo civitatis*) リューベック法に基づき追放に処せられた。⁽³⁷⁾ 」の事例はニコラウス・トロイエマンなる者が殺害された事件なの、ヤロアスが原告となつたのは血族・親族の一員だつたからである。〔三〕殺された者がヨハネス・ルーゲ (*Rughe*) で「原告はマルティヌス・ルーゲ (*actor fuit Martinus Rughe*)」であるときも同様にしてよ。〔四〕ニコラウス・ヤーケツヘル (*Jaghezel*) が殺された事件では女性が原告になつてゐる。フーステ・ネームのみを挙げてみるといかがなもの、これも「被殺者とは血族・親族關係にある者のみなれど」。

「ハレハレ、原告は被殺者の血族・親族（配偶者の場合）が中心にある。では、血族・親族以外には、告訴者ははないのか。第三者による告発はないのであらうか。奉公人が殺され、その主人が原告となつた事例（一四〇三〇年）がある。ペトルス・ルツベ (*Lubbe*) はヤコブス・ドーメカーハー (*Domeker*) を殺害し、追放に処せられた。原告となつたのはマトウス・クローガー (*Crogher*) であつた。彼が告発者となつたのは、被殺者ドーメカーハーがクローガーの奉公人 (*servus*) であったからである。⁽³⁸⁾ 血族・親族以外の者による訴えは、」のようにつき奉公人に關係する事件で主人による告発が目に付くものである。⁽³⁹⁾ 右のクローガーの事例で続けて、さう述べられてくるのに注目したい。「彼「被殺者ドーメカーハー」の親族の誰か (*aliquis de proximis suis*) が現われぬときは、後田「」の者が原告となるべきであり、かのマテウス「・クローガー」は訴訟から解き放たれ *(ab actione solutus)* べ」「」⁽⁴⁰⁾ なりからば、原告となるべき者に「」⁽⁴¹⁾ 基本的に血族・親族が中止しないといふのがよくわかる。

「」⁽⁴²⁾ のように告訴は私人がおこなへ。」のいふは言葉の点からわかる。例えば「彼「殺害者」はかのペトルス「被殺者」の妻の求めと申しおこなつて (*ad instanciam et causam uxoris dicti Petri*) 追放に処せられた」とある。あるいは「騎士たむとせの仲間 (*dominicu Hinricus et dominicus Reynfridus de Penizce milites et eorum*

説
complices) せ…騎士シハニクスおよびケインキヌスの側かひ (*ex parte domini Hinrici et willekini,militum*) 「訴えられド」 正規の判決によひて追放に処せられた⁽¹³⁾ とある。ヒルヘンヤ、私人による告訴の他に、職権的告発はなかつたのだらうか。一、一の事例が存する。まず、「ムヘルス・ハイネンの奉公人でビール醸造業者ヤーロブ・ハイネ (*Jacob Heyne servus braxatorius*) が彼の仲間ヴィコーネン (*Vikonen*) を殺害した」事件 (一四二二年) があり、リリヒ「王の役人が告訴者であつた (*poteslas regia sicut querulator*)」⁽¹⁴⁾ とみえ。〔王の役人〕の名で呼ばれてゐるのはシュトワールズヘト市刑限のものであらべ。おへ一〇、殺害には至らなかつたが、次の事例がある。ヘンネケ・ルニハク (*Luningh*) は殺害未遂の事件を起^レ、裁判所に出頭することを保証した。にもかわらず逃亡⁽¹⁵⁾した。このために「彼は、次のことが理由で参事会員の側から (*ex parte dominorum consulum*) 「訴えられ」 追放に処せられた。彼は参事会員の命令を遵守せず無視した (*non servauissem invregit*)」⁽¹⁶⁾ 参事会員の命令とは、こうである。「なんぶとも、夜間であれ、武器をもつて街路を往来しえない。」これを犯す者はだれであれ、首の罰「斬首」によひ (*per penam colli*) 罰せられる」と。殺害未遂犯のヘンネケは裁判所に出頭する」とを参事会に約束していたにもかかわらず、それに違背したのである。このおへニ、都市参事会の命令にたいする違反の事件については、参事会から訴えが提起されることがあつたわけである。

以上によひて、シュトワールズヘト市で職権的告発がまつたくなかつたのではない。しかし、私人原告を中心じあつた。ハベシヒ、殺害事件は（血讐に頼るのでなく）事件の当事者・関係者自らが訴えを起^レすのが通例であつた。なお、告訴以後の手続^レには、記録簿からほほんぬねからな。ただ、*Hinricus Mechtere* が強盗殺人の罪で追放に処せられた事件の記事⁽¹⁷⁾には、この事件について「*Hinricus instor ei Bertholdus Swamenbeke* が裁判所で断罪の立証をおこなつた (*coram iudico convincebam*)」 ふるぬのが参照されよ。

三 和解について——和解当事者・和解交渉役・和解裁判官——

殺害事件で訴訟による他に、もう一つの処理方法としては当事者間の和解があつた。和解について考察するには、シユトラールズント市の被追放者記録簿は役に立たない。加害者、被害者に和解が成ればこの種の記録簿に名を登載されるといったことは起きないからである。そこで、和解関係史料が集中的に利用できる別の都市に考察の目を移さなければならぬ。

別の都市とは大公領シユレーシュン (Silesia) の、ブレスラウ Breslau (Wrocław) を中心に、ゴールニブルク Goldberg (Złotoryja)、ノイマルクト Neumarkt (Środa Śląska)、シユヴァイトニツツ Schweidnitz (Świdnica)、ハーメルーン Strehlen (Strzelin) の諸市である。というのは、フラウエンシュテットの著書の巻末付録にはこれらの都市における殺害事件の和解関係史料が「証書集」として収録されている。同内容の史料が一括掲載されているという意味で研究にきわめて便宜である。史料は十五世紀 (五十二点)を中心にして、一三六七年から一六一五年にわたる文書 (全七十点) である。⁽⁴⁵⁾ しかも、フラウエンシュテット自身は、これらの史料をその著書の中ではさほどには利用していないので、それらをここで取り上げるのはなにがしかの意義がある。ただし、和解に至った殺害事件のなかに血讐として実行されたものが存したのかどうかについては、文書自体からはわからない。そこでこうした事情を考えるに、和解は、殺害事件を放置すれば血讐に発展する虞れがあり、そこでのこれを回避・防止するための有力な方法であつたのではなかろうか、と捉えたい。

さて、この「証書集」の筆頭に掲げられていて、しかも唯一ラテン語文になる和解の事例を考察の発端にしたい。これは一三六七年ブレスラウ市で起きた殺傷事件の和解を記録する。⁽⁴⁶⁾ 一人 (Niczkone Ruchus) が殺害され

(*homicidio perpetrato*)¹¹¹へ (*Niczkone pyskir, Johanne Rouber, Grozehamis*) が負傷した事件である。殺害者側、死傷者側それぞれから三名が当事者として「レスター市参事会の面前」(*coram nobis consilibus*) 出頭し、和解を取り結んだ。まず、和解当事者の顔ぶれである。これについて述べる前に一つだけ指摘しておきたい。事件の加害、被害当事者は「彼〔当事者〕みずから」と、彼の友人および親族、また「これらの者のすべての連繫者 (*ejus amicis atque affinibus ac eorum complicibus omnibus*)」の名において「和解を結んだ。」(1611年六七年の死傷事件を結果としてもたらした紛争の背後には、ノバード、カルツィンの親族、友人といった仲間の存在が確認できる。中世後期が「党派」の時代として位置づけることのできる一つの証左となるう。

さて、和解当事者の顔ぶれだが、残念ながら加害者の名が記録されていない。加害者側で和解を取り結んだ三人が加害者自身なのか、あるいは加害者以外の者が含まれていたのかは、わからない。被害者側については、どうか。和解に応じた三人の中の一人は事件の被害者の一人 (*Grozehamis*) であった。もう一人、名前の挙がつている *Jekel juvenis Ruhous* は、殺傷事件で死亡した *Niczkone Ruchus* の息子のようみえる。三人目として *Nicol Karczin* なる名の者が挙がっているが、彼は事件の直接の当事者ではないとみてよい。被害者側についで、「うみへく」と、加害者側から和解交渉に応じた三人についても事件の直接の当事者ではない者が含まれていたことは、否定しきれないであろう。

ともあれ、加害者側、被害者側からそれぞれ和解交渉に応じてきた者の中には、事件の当事者ではなく、直接の利害関係はない者がいたとみてよい。事件の当事者だけで和解の交渉をなすのは、なかなか難しい。交渉当事者の中には、第三者的地位の者が含まれていたであらう。この者が事件の当事者と並んで、あるいはそれに代わって主導的な役割を果たしていたであらう。そして実際の一例に、プレスラウ市一四四二年の事例をみよう。ランゲニッ

キル (*langnickel*) なる者が、マルガレータ・バイエル (*Beyer*) の夫や大工のニッケル (*Nickel*) を殺害した事例である。被害者側からは *Niclas Goler und Jacob Jenner* の二人、加害者側からは *Niclas Thyme, Hanke Ber und Steffan Horner* の三人が参事会に出頭、両者間で和解が取り結ばれた。被害者側の二人は、マルガレータの後見の役に就いていた (*in vormundschaft*) 人物であった。加害者側の三人については詳細はわからない。

参事会の面前に現われた者たちは和解案の確認作業だけに従事したのではなく、ノットに至るまでは事件の当事者を媒介し和解交渉役として働いていた。和解交渉役の存在を示していく一例にプレスラウ市一四六〇年の事例⁽¹⁾がある。三人の仲間 (*drei gesellen Wolfgang, Jocob Cleyminst und Jocob Sewning*) が *Clement wonniglich* の兄弟 (*Wentzlaw wonniglich*) を殺害し、参事会の市牢に (*in unserm gefengnis*) 拘束された。和解の交渉が始まり加害者側からは *Albrecht schneurlein* 以下七名が、被害者側からは *hans Hebere* 以下七名が、和解の交渉の役に就いた。⁽²⁾ れふの者は和解の「保証人 (*Burgen*)」ともあつた。アレスラウ市一四六二年の事例によると、ニッケル・シューベルト (*Schubert*) 以下四名の市民が殺害者側の保証人であつた。彼らは殺害者の「代理「人」」の役に (*in machine*)⁽³⁾ あつた。⁽⁴⁾ そのため *machtmann* とも呼ばれた。⁽⁵⁾ 和解交渉役は *leidungslute* とも呼ばれたり、また両当事者に共通する、いわば共同和解交渉役がいた事例⁽⁶⁾もある。なお、前述のプレスラウ市一四四二年の事例では、和解交渉役とは別に *Dylmar Barbirer* 以下六人が加害者に和解を遵守せらるべく誓約をおこない、保証人となつていた。

ところで、以上の和解交渉役は、れっきとした市民であつたろう。その中には、都市参事会員がいたかも知れない。そこで、和解における市参事会の関わりについてみてみたい。

通常和解は市参事会員の面前で取り結ばれた。和解案は和解の関係当事者（和解交渉役を含む）が事前に作成し

説
論
ていい、これを参事会の面前に持參し、いひや改めて「これの「確認」」⁽¹⁾を合意した。〈われら参事会員の面前に一方
および他方の和解当事者が到来し、次のことをわれらに告げた。彼らは和解を取り決めた、と。〉こういつた式の
言葉が、参事会の面前での和解取り極めを記録する都市帳簿（後述）に知られる常套文句である。⁽²⁾和解が参事会で
正式の和解となつたのはいかなる契機によつていたのかについては、十分にはわからない。ただ、参事会側が和解
当事者側の強い求め（後述）に応じた結果のようである。いずれにせよ、和解は多かれ少なかれ参事会の〈肝煎り〉に
よつて成立した。

和解に都市参事会員が関わつていいた例としてはブレスラウ市の、一四四一年、ジクムント・フォン・モイス
(Moys) がペーター・ホーフェマン (Hofeman) を殺害した事件がある。加害者側、被害者側間に和解案が合意
された。シンドル、両者側がブレスラウ市参事会に出席し、参事会員列席の上で和解案が確認された。和解当事者の顔
ぶれを瞥見するに、加害者側からは Nickil Czreckewicz 以下六名、被殺者側からは Bernhard Skal 以下五名で
ある。この五名は、被殺者の親族——被殺者の兄弟ハンス（彼はもう一人の兄弟 Silenzil Hofeman を代理して
いた）と veczene Beheme（この者はペーターの妻オーザハナ [Osanna] を代理する）——の名において和解案
の作成にあたつていた。被殺者側の人物の一人 Bernhard Skal は unser eydgenosse と呼ばれ、同市参事会員で
ある。彼が事件の当事者を媒介し、和解案の成立に指導的な役割を果たしていくことは間違ひがないであろう。

右の一四四一年の事例では和解案の起草は当事者側があたつたが、都市参事会がその役割を引き受けることがあつ
た。例えばブレスラウ市一四四五五年の事例がある。「われら参事会は… Michel Mroczek の友 (Freund) が殺害さ
れた事件について、一方の側の Michel Mroczek von Glogow aus dem Lande を代理する martin Gloger と
他方の側の Michel Rutener von Camelwicz [なる殺害者] 自身およびその息子、との間に立つ (zwischen)

和解案を作成した」。いわゆる、事件の両当事者の「間に立つて」立った言い方が、都市参事会自らが和解案の作成に携わる場合について、記録上の常套の表現法であった。⁽¹⁰⁾

市参事会による和解案の作成は、実際は、個々の参事会員に委託される。例えば、ノイマルクト市一四四四年の事例に名を挙げられているコハーラー・ルーカウ (*Lukow*)、ヤーコブ・ゴービル (*Gobil*) の二人がそうである。彼らは「善れのあり、礼儀の正しき人物 (*Erbern und Wohlachtigen*)」と呼ばれ参事会員であった。彼らが「完璧なる和解解決案」を作り、これが参事会に報告された。⁽¹¹⁾ またドレスラウ市一四七四年の和解事例によれば、いわゆる *Nickel Beyer u. hannes pritwitz hoyer gnat* が和解案の作成にあたった。前者は参事会員 (*unser eydgenoss*) であり、後者は都市裁判所裁判長 (*hoffrichter*) であった。二人は和解案をドレスラウ市参事会に報告され、「承を受けた」⁽¹²⁾。

参事会による和解案の作成の事例でもう一つだけ、時代は異なるが一四九四年シュトトレーレン市参事会の例を挙げておきたい。当参事会は、殺人事件 (*wegen eynes mortslages*) の当事者双方から懇切なる請願を受けて和解案文の起草役に就いた。実際の起草の任に就くために双方から選ばれた参事会員は「和解裁判官 (*entscheidrichter*)」と呼ばれていた。参事会が和解案の起草にあつたのは当事者の懇請によつていた」とがこの事例でわかる。⁽¹³⁾ この事例では双方当事者のそれぞれに親族友人 (*frunden*) が付き添つていたが、当事者間だけでは交渉が進まなかつたのかも知れない。参事会は和解の内容を紙片に書き留めて当事者双方に手渡し、同時にそれを都市帳簿に (*In diss Stadtbuch*) 記入した。

一般に都市参事会は開会中つねに都市帳簿を携えていた。⁽¹⁴⁾ 和解の成立に都市参事会が関係する」とによつてどのような利点が生じるかといえば、右のシュトトレーレン市参事会の一例から窺えるように、和解の内容が都市帳簿に

書き込まれる」とあった。これによつて和解が公式の性格を帯びるし、記録を残しておけば後日紛争が再燃しても、その解決に役立つ。本稿で引く和解の事例はすべて、都市帳簿に記録されているものなのである。

ただ、都市帳簿への記載とは別に、和解の関係文書が——市参事会の内であれ外であれ——作成された形跡はある。殺害者が被殺者の父親に七マルクの贖罪金を支払うことで和解が成った一三八〇年のシュヴァイトニツツ市の事例によれば「公開状 (*Offenbrief*)」が和解の確認のために (*zu bestätigunge derselben berichtegunge*) 作成されている。⁽⁴⁾ ブレスラウ市一四六三年の事例では、「以上の」と「和解」の証明となるように、われら「参事会」は、⁽⁵⁾の文書に (*uff desen brief*) われらの市印を捺させた」とある。⁽⁶⁾

四 和解と訴訟

殺害事件について和解と訴訟との関係は、都市帳簿記載の和解関係記録からはわからない。ともあれ訴訟の結果現実に刑事刑に処せられる（斬首）ケースは、現行犯人とか、追跡されて捕縛された者以外には少ないとされる。ブレスラウ市のある刑事関係帳簿によれば十五世紀後期に殺害犯の處刑は九例を数えるのみである。同市の被追放者記録簿上一四〇〇年から一四七〇年まで殺害犯の追放事例は約百例知られているのにもかかわらず、逃亡被追放者には和解のチャンスがあつた。⁽⁷⁾ 殺害者が捕囚の身にあるときでも和解しえたことが、ブレスラウ市一四六三年の事例にみえる。⁽⁸⁾ 中世後期はまだそうした時代だったのである。和解の頻発によつて正規の刑事刑が不発に終わるのは刑事司法当局にとつては看過できぬ問題ではあつたが、他方で和解は中世的刑事刑の酷刑的性格を緩和する働きもした。これが近世には変化する。一例に、口論からくる殺害事件で加害者が貴族ですら斬首刑が待つていた。⁽⁹⁾ 和解と訴訟の関係に属する一問題として、注目しておきたいのは、和解が成つたうえは当事者は以後は訴訟を起

「してはならない」とある。ブレスラウ市一四五二年の事例では、当事者のいずれも「教会裁判所にあれ、世俗裁判所にあれ (In geistlichen noch in weltlichen gerichten) など」といふことである。「訴えを起す」とも異議を唱える」と (anzusprechen noch anzulangen) もできないことである。⁽¹⁾ 右に裁判所といふ場合、当該都市の都市裁判所はいうまでもなく、都市裁判所以外の聖俗の裁判所、また他都市の都市裁判所が「には強調されていいるに違いない。都市参事会が関わることで成就した和解の事件に、当該都市以外の裁判権力が干渉してくるのは、極力防止しなければならないことだったからである。

いつたん和解が成立したうえは、以後は訴えを起したり異議を申し立てたりしてはならないといふのは、とりわけ被害者側に求められている。例えばシュヴァイトニッツ市一三七三年の事例では、父親を殺された者 (hans sodeschin) が参事会に出頭し、加害者 (hans stromvoit) と和解した旨を告げた。そのさい次のことも告げた。「彼 [被害者 hans sodeschin] の兄弟のなんびとも、かの [加害者] hans stromvoit」⁽²⁾ みたいしてなにかを要求し (ansprechen) えな」と。⁽³⁾ には 和解もしくはその内容について被害者兄弟の間に合意が成らないこともありますた」とがわかる。こうした場合に不服な兄弟が行動 (例えば報復) を起すのにたゞし、釘を刺す意味をこの文言は含んでいるようである。

五 和解当事者の義務について

(一) 当事者双方に求められている義務

先述三の冒頭部分で挙げたブレスラウ市一二六七年の和解事例では、和解後当事者が遵守すべき個々の事項は挙げられていなかった。たんにこうあった。和解が成ったうえは、当事者のなんびとであり、憎悪を抱く (odire)

とか、和解した」とを「悪意に受け取る (*habere in malo*)」とかは今後あつてはならない、と。当事者双方に義務づけられている、この「悪意に受け取る」(ドイツ語では *in ange zu gedenken*)」とはあるべからず、との警告は和解事例の記録に知られる最も通例の常套文句の一つである。「これは、復讐（血讐）を禁じることとつねに重ね合わされて発せられている。例えばブレスラウ市一四七一年の事例に、「一方当事者は他方当事者を「今後、悪意に受け取ることなく、また復讐をなす」となく (*in ange vorbasmer nicht gedenken noch rechen in keymer weise*)」ふるまうべし、とあるように⁽³⁾。

では、当事者双方にこのように義務づけられれているものに違背するときは、どうなるのが。かの一二三七年の事例は続けて、こう記している。いわく、「にもかかわらず、言葉によるのであれ行為によるのであれ、和解の取り極めに違背する者は、ブレスラウ (*urbatisharre*) 市におけると、他の土地 (*alias locorum*) におけるとを問はず、「有害な人間であり、不名誉な人間 (*maleficus et dishonestus homo*)」になると受け取らるべし」と。ここに「有害な人間」・「不名誉な人間」と判定されるといるのは《邪悪な存在》とのレッテルを張らることを意味する。一過性の殺害者などとは違った存在になるということである。そうした人物の事件は、もはや当事者間の和解では処理がなされない。ブレスラウ市とその周域とを問わず、社会全体の問題となる。「有害な人間」・「不名誉な人間」と見なされた者は和解に頼ることができない。都市参事会による断罪の裁判に服することにならうし、逃亡すれば追放となろう。

(二) 條款者側の義務

和解において被害者にも、義務が課せられていた。幾つか事例を列挙すれば、例えば(a) シュヴァイトニッツ市一三八〇年の事例によれば、息子を殺された父親ペツェ・ユンケ (*Junge*) は、殺害者ペーター・ブッヒアヴ

(Buchau) 」⁽¹⁾の一族 (*alle die synen*) 以後は「かの殺害事件のゆえに」復讐する」とは断念 (*verseidin*) し、敵対 (*feindin*) もせぬ、これについては父親の他の子供や、父親の親族・友人たちも同様に遵守するであろう、と約束している。⁽²⁾ (b) ブレスラウ市一四六五年の事例に「彼〔被害者〕は彼〔加害者〕にたいし、裁判によつてあれ裁判によらずにであれ、要求するとか復讐する (*zu suchen noch zu rechen*) とかはなさぬ」とある。⁽³⁾ (c) 一四八一年ゴーレンブルク市の事例では、被殺者の兄弟アダム (*adams gewicke*) は血レと被殺者の子供たちつまり未成年の甥たちとの名において (*vor sich und vor seines toten bruders unmundische kinder wegin*) 参事会の和解案を遵守すべく誓う。甥たちが成人したときも、彼らが和解を守り殺害者 (*Hans Pflanzin*) への一族とに悪意のある態度を取らぬよう、いじめなどを彼らに教えるべきである。⁽⁴⁾ (d) 被害者の子供が成人する (*zu ihren vorstendigen joren kommen werden*) とともに和解を守るよう求める同じゴーレンブルク市の一四八八年の事例には、「彼ら〔被害者側〕は、『言葉によつて』であれ行動によつてであれ *heimrichle* [なる加害者] とその相続人とを決して悪意に取ることなく、『ユーテに』ことよせて復讐する (*mit fedeschaffl rechin*) ことなくすべし」とみえる。⁽⁵⁾ 「相続人」が挙げられてくるところから血讐は、年月が相当経つた後にも起りうる。ともあれ、血讐に及ぶのを回避するための方策として和解に期待がかけられている事情が窺える。

(III) 加害者のとるべき基本姿勢

では、加害者にはどのような義務が課せられたのか。個々の事項をみると前に、(一) ブレスラウ市一四六三年の事例をみたい。シュプリンガーなる殺害者 (*Jorge Springer vormannter totsleger*) は被殺者の父親に向かい、へりくだつた態度で (*demutiglichen*) 許しを乞つてゐる。「彼〔父親〕が、彼〔殺害者〕を、彼〔父親〕の息子を殺

害した非行 (*die obillot des mordes*) に心の底から許して (*leuertlich umb goths willen vorgeben*) トれるよ⁽⁸⁾ 諸い願うものである」⁽⁸⁾ また (ニ) ブレスラウ市一四七三年の和解事例もみられたい。加害者ヴァルフガ
ンク (*wolfgang mucher*) はこう述べる。自分が都市の建築師ベルンハルト、バルバラ夫妻の息子ヤーコブを死
に致らしめたのは「故意」とか悪意にとかによいて (*mit willen noch mit bösem fursatz*) やはなく「[自分の]
至らなやと不幸 (*unwan u. von unglück*)」⁽⁸⁾ によつていた。と。ベルンハルト、バルバラ夫妻は加害者の「」の
発言に感じ入り、「神の御心と、彼らの皇子の魂の至福との名におこて (*umme golis willen u. um ires Sones
selein saligkeit willen*)」加害者を許すに至つた。⁽⁸⁾ 彼は許しを「心から謙虚に (*umme gotiswillie diemutiglichen*)
請うた」が、彼の「」のよつた態度・姿勢は、和解が成るためには根本的に必要な「」とだつたに違ひない。

(四) 加害者側の義務

加害者にたいする個々の義務である。筆頭にあげられるのは、巡礼行である。殺害の和解においてほとんどの場合に課せられてくる。(一) 直前に挙げた一四七三年の事例でヴァルフガンクは聖ミカエル大天使の日(九月二十九日)にブレスラウ市を発つてローマ⁽⁸⁾ (*vom Breslaw aus bis gen Rome*) 巡礼に旅立たねばならなかつた。しかも単独で自ら (*in einer eignen u. alleine*) 果たさねばならない⁽⁸⁾ また(二) ブレスラウ市一四七四年の殺害事件で参事会から一人の者が作成を託された和解案にもローマ巡礼が定められていた。」⁽⁸⁾ では、しきるべき事由による (*In treffliche not*) 本人が行くことがどうなるかは代人を備へ⁽⁸⁾ とがどうな⁽⁸⁾ *mag er einen auf sein gelt
mieten*⁽⁸⁾ (モ) 一四六〇年ブレスラウ市の事例で加害者が二人のときはその中の一人がローマに巡礼すればよく、代人 (*eyne andere persone*) を立てる⁽⁸⁾ とが許された。これらの事例で、本人代人いずれが行こうとも巡礼を果

たしたところ「証明書 (*Bekenntnis, wissenschaftl. gezeugnis*)」をローマの首席司祭から取得し巡礼行を証明する必要があった。シユレーシヨン地方からの巡礼先へしては他にアーネハ (*Ochfart, pilgramfahrt ken Oche*)⁽¹⁾ があつた。

巡礼は贖罪として課せられ「贖罪者 (*büsser*)」として「彼の罪過を告解す。*(seine sunde beichten)*⁽²⁾」⁽³⁾ 贖罪とは——ただ解りやすい一例として挙げるだけだが——ダルマの教え (ダルマ・シャーストニア) の規定、例えば「マヌ法典」に「アラーフマナ殺しは、自らを清めるために森に小屋を建て、死者の頭蓋骨を標識とし、乞食による施物を食して十二年間住むべし (十一・七二二)」⁽⁴⁾ とあるように非行者を「清める」ために課せられる。また巡礼は、とくに十四世紀以降は刑罰としても科せられた。加害者自身が巡礼に出ることを強く求められるのは贖罪の性格がよく現われている。と共に、刑罰の性格も出ている。これにたいし、あたかも決闘裁判における代闘士のように金で傭つて代人を巡礼に赴かせるといふことは、巡礼の形式的、競技的性格が表面に出てきたせいであろうか。

巡礼行はもう一つ、加害者側が被害者側から当分の間身を遠ざけることで、被害者側に復讐のきっかけを与えるための一つの現実の方策でもあつた。和解が成つたとはいえ、できるかぎり加害者側、被害者側が出会うことがないようにするのが望まれよう。ブレスラウ市一四四一年の事例には、敵対関係の再燃への懸念が現われている。「(1)」のように和解が成つたうえは、「加害者」ジグムント・フォン・モイスは、この「和解の」文書の日から十四年間は、彼ら「被害者」とその一族とかく (*vom In und den iren*) 安全に自由を受く (*sichir freiheit haben*) べし」と。(1)に「自由を受く」とは、加害者は被害者側からの追跡を免れるべきことを指している。加害者は被害者にたいし、一種のアジールの特権をもつべし、ということである。ただ、特定の避難場所にとくに身を隠す必要なく、日常の生活を営むなかで、加害者が被害者からの攻撃を免れることを定めたのである。

他方で、加害者が法定の避難場所へと難を逃れる事例もなくはなかつた。それが、一四八二年ノイマルクト市の事例⁽⁵⁾

で、加害者逃亡のまま裁判が実現せずに終わった。主たる経緯は、次のようにある。ある殺害者 (*ein korzner knecht*) が避難場所を求めて (*uff die freyheit*) ノイマルクト市内の修道院に逃げ込んだ (*derselbe morder entließ in das Closter*)。彼にとつては、修道院がアジールの場所であるのは自明のことであった。ところが、修道院は彼を匿うことができなかつた。おそらく、市参事会が殺害者の引き渡しを修道院側に求めたからであらう。修道院の元来有していた避難者保護機能は自明のものではなくなつていた。ノイマルクト市参事会は彼を修道院から引き取り都市の牢に収容する (*in der Stat hafte und gefengnis*)。この処置については、ブルクグラーフすなわち都市裁判所裁判長たるクリストフ・スヴェンツ (*Suerz*) の同意をえた。しかるにその後の彼の待遇をめぐつては、市参事会とブルクグラーフとでは見解を異にした。参事会はしかるべき刑罰 (*pena*) —— おそらく刑事刑 (肉刑) であろう —— を科すつもりでいたが、ブルクグラーフは殺害者に十四グルデンの贖罪金を課すことで処理しようとした。このブルクグラーフの意見が通つたようである。これによつて「事件は民事的なものとなつた (*dy such burglich war*)」重罪事件の処理についてですら、贖罪金の支払いか、刑事刑の科刑か、というように都市の裁判当局 (都市裁判所と市参事会) の見解が別れていた。未だ贖罪金裁判の伝統が強く残つており、殺害事件についても刑事刑が定着していなかつたことを示している。

ところで殺害者は、この十四グルデンの金額が調達できなかつたのである。そういうするうちに牢から (*aus der Schottkammer*) 逃走し、教区教会に逃げ込んだ。結局彼は、婦人たちによる工作で教会から逃亡し、行方をくらました。しかし事件は間に葬られてしまつた。事件はほぼこのようである。アジールの観念は、少なくとも一般民衆や修道院・教会にはまだ生き続けていたが、ブルクグラーフ、都市参事会といった都市の裁判当局にとっては、時代の進展と共に、もはや自明のものとはなつてはいなかつたことが窺える。

加害者の義務には、巡礼行と併せてやまねまの義務が課せられていた。例えばブレスラウ市一四七一年の事例は七点を挙げている。他の諸事例と比較してみると、大筋はこれで尽きている。(1) ローマへの巡礼行の他には、(2) である。加害者は(2) 被殺者の父親に蠟塊 (*Steinwachs*) を捧げる。教会に安置された被殺者の棺台 (*Leichzeichen*) の周囲を灯すと共に葬儀参列者一人ひとりに持たせるためである。⁽¹⁵⁾ (3) 二つの教会の過去帳 (*Totinbucher*) に被殺者の姓名を記載させる。⁽¹⁶⁾ ミサ聖祭のあることにその名を司牧者に説教壇から読みあげさせたためである。善行を積んだ信徒の姓名を記した過去帳に名を登載させるということにはもちろん当該教会への寄付が伴っている。例えばシュヴァイトニッツ市一四五五年の事例では、司牧者が聖祭の折りに過去帳に名を載せている信徒すべての名前を読みあげる⁽¹⁷⁾に、それによる経費 (*Cerungge*) をも加害者側が負担する。⁽¹⁸⁾ 加害者は(4) 司牧者に三十回の葬礼ミサ (*dreiessig selemessen*) を二度にわたり一つの教会でおこなわせる。⁽¹⁹⁾ 巡礼が一定期間内のうちに出发すべきであったと同様、死者ミサも特定の期間内に、例えば三週間以内におこなわねばならなかつた事例もある。⁽²⁰⁾

さらに加害者は(5) 十字架を収めた礼拝室 (*Capelle mit eyne Crucifijo dorein*) を建立する。受難塔 (*martir*) を建てる⁽²¹⁾こともある。なお、受難塔に十字架塔 (*creucze*) が並べられることがある。⁽²²⁾ これらは、殺害事件の起きた現場が街路、街道等屋外のときには、その現場沿いに建立される⁽²³⁾ことも少なくない。⁽²⁴⁾ (6) 裁判所当局に償いを果たすのに十マルク (*x mr bennische groschen*) を収める。被害者側に贖罪金を払う事例もあり、この場合分割払いが許される。⁽²⁵⁾ 他方で、金銭そのものは受け取らうとはしなかつた、被殺者の妻の事例もある。⁽²⁶⁾ (7) 加害者は医者や床屋にかかるべき謝礼 (*eritzon und barbiern*) を施す必要がある。⁽²⁷⁾ おそらく、医者は被殺者の死体を検案し、床屋は埋葬のためにそれ相応に死体を整えるという仕事を受けもつていただからであろう。

以上の諸義務を果たさない加害者についてシュヴァイトニッツ市一四二五年の事例は述べる。彼は「再び追放に (wedir in die ochte) 処せられる」と。これによつて和解は効力を失つ (alle vorrichtunge sal abgehen)⁽²⁾。この事例からわかるが、第一回目の追放は和解を妨げなかつた。第二回目の追放に陥つた者は以後は和解は禁じられたのかはわからない。ただ、被害者側からの血讐はこのときでも、もはや許されなかつたであろう。⁽³⁾

」のように葬礼ミサの挙行、供養塔の建立等、加害者に課せられた数々の義務を大筋みとくると、生存加害者は、死者となつた被殺者のかつて現世にあつた生前の姿を、いろいろの方法でしばし「の世に留めるべく義務づけられてゐるよう」にみえる。被殺者の〈身体〉の記憶を、少しの間、この世に生き永らえさせることである。被殺者は、人生の路半ばにして幽明境を異にせざるをえなくなつた。シュトレーレン市一四七六年の和解事例には、こうみえる。加害者兄弟は「神の衡平に違背」、法に反して (wider got glich und wider recht)「被害者を殺害し、これによつて彼を「あわれにも (yemirlich)」「この世から奪い取つた (brocht von desir welde)」⁽⁴⁾。被殺者は、事前の用意のないまま突如して生を終える」とを余儀なくされた。被殺者の肉体と生活の思ひ出とよいの世に暫時生き続けさせる」とで、遺族・被害者側は被殺者の無念の思いを柔らげ、遺族・被害者側自身も被殺者の死を徐々に受け容れうる。そのためには、死者ミサの挙行、供養塔の建立等は、遺族・被害者側が求め、加害者側がおこないうる和解の方法としてきわめて必要な」となつたのであつた。

むすび

中世後期ドイツ語圏の都市およびその周域において血讐が起るのはどのようなときであつたであろうか。都市内の事例としての妻殺害例や逃亡殺害者の追跡・捕捉例の他に、大きいくつて一つは（イ）フェーデの当事者間ににおいて一局面として生じる。もう一つは（ロ）客人が市民から被る。いずれも、多かれ少なかれ集団と集団間、中世後期ドイツ語圏では都市と都市、都市と領主、領主と領主間のフェーデ的状況が背景にあつた。二つの状況それについて説明を加えておきたい。

先に後者（ロ）について。客人が市民によつて血讐に晒されるなどのは、都市とその周域との間の紛争が淵源にあつたとみられる。古くシュトラースブルク市のいわゆる第一都市法（一一〇〇年頃）に、ラント民の（*de provincialibus*）なんびとやあれ、市民（*aliquem conciuem*）の身柄、財産を傷つけるとか差し押えるとかの紛争（*querimonia*）が起つて、「こうみえる⁽²⁾」。彼（ラント民）が、市民と和解の成る以前に（*ante compositionem*）都市に入るとときは、被害市民もしくはその親族友人のだれ（*aliquis amicorum suorum*）であれ「報復」（*vindicium*）を加えても賠償を義務づけられることなし（ただし、市民は紛争をまざもつて市参事会に（*privus consiliarius*）に訴え出なければならないが）⁽³⁾。いに「報復」とはフェーデ的状況を指し、この中に血讐も属していたであろう。いにには〈報復〉・〈裁判外の和解〉・〈裁判〉といった当時の紛争解決の三つの方法が勢揃いしている感がする。これらの方式が併存しつつ状況に応じて用いられ、取り替えられる。他方でいにに

は、都市参事会が、シユトラースブルク市外からくる他都市の市民にたいする紛争の処理に責任をとるために、裁判システムを築こうとしている状況も窺える。

客人が血誓に晒されるのも淵源的にはこうしたフェーデ的状況に由来していたであろう。通商の頻繁化に伴つて、しだいに客人市民関係法が形成され、血誓現象に抑制が加えられていく。中世後期はこうした抑制の時代であったが、他方で不用意な客人には前代の余映が影響を及ぼしている。それは、左で直ぐに述べるように、血誓が古い経緯から生まれた敵対関係だったことによつている。

次に、前者（イ）について。ここで、血誓が「古き殺害（antiquum homicidium）」（一二二三年）と呼ばれていたことを想起されたい。血誓はフェーデの和解を締結するさいに和解事項から外された。血誓が起きて、これは和解の違反にはならない。では、血誓が和解事項から外されたのは、なぜなのか。まさにそれが「古き」殺害であつた他に理由はなかろう。これは、和解の締結を見た当該フェーデよりも以前に起きていた旧い敵対関係による殺害であつた。したがつて、時間的先後関係からいつて当面のフェーデとは別個に解決されるべきものであつたのみならずもう一つの事情がある。血誓とフェーデとの性格上の問題である。血誓はフェーデに突き刺さつているいわばトゲである。それはそれとして当面のフェーデとは別個に処理されねばならない。和解によつてフェーデそのものが禁じられても「古き殺害」が格別の取り扱いを受けた理由は、「（イ）」にある。

この点を若干説明すれば、「古き殺害」があるということは「古き殺害」ではない殺害が存した。これは和解に服さなければならぬ。では、「古き殺害」ではない殺害とはなにか。フェーデの一つとしておこなう殺害である。いつたいにフェーデの実行はその通告を要したように公然たる性格をもち、そこにおける殺害も公然たる攻撃である。こうした殺害を一部に含むフェーデの諸行為についてはフェーデの当事者は全体として責任を負うのである。⁽¹⁶⁾

血讐がフェーデにおける殺害とは異なる殺害事件として観念されていたとすれば、それは公然たる性格の行為とはみられていなかつたことを意味する。現に血讐の敢行には通告を要しなかつた。血讐は関係の血族親族のみが行使する非公然の敵対行為であつた。フェーデの和解から血讐を除外するのは、フェーデの当事者が血讐に由来する結果については責任を負わないのである。ただし、血讐が禁じられないからといって、「血讐にことよせて略奪あらは火付けをなす」（一二九〇年）のは許されない。それを許すと、フェーデそのものの性格（公然性）が変わつてしまふからである。

ところで以上説明を加えてきた（イ）（ロ）の事例はいずれも法（和解法／客人市民関係法）に述べられていた血讐（法）を示すものである。「古き殺害」として言葉と觀念の上で當時人々の意識に血讐が上つていても、血讐が現実にどのようなかたちで生起していたのかについては、實際のところはわからなかつた。市民と騎士とのフェーデにおいてこれを奇貨として血讐が起きる可能性がある場合でも、血讐が起きうる状況と、起きる蓋然性の高さとについては確認はできたが、血讐が現実に起きたのかどうかは確かめることができなかつた。都市内事件（夫が妻を殺害する／追跡者が逃亡殺害者を追跡する）においても同様である。血讐（夫を妻の親族が殺害する／逃亡殺害者を被殺者親族が殺害する）が起きうる状況があり、その蓋然性が高いということに止まる。これをおこるに、現実にも血讐が起きたことを述べている事例を明らかにすることは、本稿においては極めて難しかつた。

これは儘に本稿の限界であろう。今後は別個の史料に目を向ける必要があろう。他方で、現実に血讐が起きた事例を明らかにすることが難しかつたということは、少なくとも都市においては、被殺者親族による報復としての殺害（血讐）の敢行が相當に阻まれていた状況があつたことを示してはいないであろうか。ブレスラウ市の殺害和解の事例、シュトライブルズント市の逃亡殺害者（被追放者）の事例で、血讐を十分推測させるような事件は知られな

い。このことはなにを意味するのであらうか。それは少なくとも一つには、殺害にたいする殺害の連鎖（血讐）が起きないための回避・防止措置が講じられていた結果ではないであらうか。

都市参事会が殺害の処理のために費やした努力が、これである。訴訟もその一つであったが、ながんずく和解の締結を目指し〈交渉と合意〉が根気よく続けられた。和解裁判官（市参事会員）を中心に当事者市民、和解交渉役によって処理の方策が探られた。これは刑事司法にとつては望ましいものではなかつたが、血讐を起こさせぬためにはより効果ある方策であつた。なにしろバーゼル市一三七四年の事例では、盜人を絞首に処した刑吏にたいしてすら盜犯被害者が血讐に及んだ。¹⁵⁾それほど彼は復讐に執着していた。ここに和解のもつ意義が出てくる。こう捉えることで初めて、血讐と殺害和解とが繋がつてくる。パウル・フラウエンシュテットは血讐と殺害和解とのそれを独立させて詳細に取り上げはしたが、両者の関係については考案は不十分だったといわざるをえない。

和解ではこと細かに義務事項が定められた。被殺者の哀悼と至福のために、埋葬以後もおこなわれる数々の行為はたんに殺害者だけの責務というよりは、殺害者側と遺された血族・親族側との一種の共同行為たる感を深くる。共同の行為は、巡礼行に見られるように広く中世ヨーロッパの宗教性の一つの現われであつた。ただ、キリスト教の浸透は当事者に義務をますます多く課すことになつたが。和解における当事者の基本的応対——殺害者のへりくだつた態度と恭順なる姿勢、そしてこれがゆえに殺害者を救し復讐はおこなわないと取り交わす被殺者遺族側の約束——こそはまさに、そうした共同行為の最も深甚なる精神性を表明する。基本的に、和解の締結によつてではなく正規の刑事刑を実施することで成り立つ近世刑事司法も、こうした加害・被害当事者の共同行為の精神性を完全には失うには至らなかつたのである。

血讐とその処理について

- (一) 「ギュッタ悲劇 — アイスキュロス」 (歴史文庫・1996〇) 111頁。
- (2) 向井元千恵「マトーリ」(平凡社・1997) 112頁。他に現代における「原罪」と「救済」問題「トマトによる血の復讐と血の代償」「イエス・キリスト」(一九六五) 六頁以下。
- (3) 遠藤正「カトリック」(「ギュッタ悲劇」註) [歴史文庫] 八十頁) によれば「原罪は原罪で返されねばならぬ」や「アベルを殺したカインにたゞ神が憤りた「お前の弟の血が土の中からわたりに向かひて訴へんや」(創世記四〇) などの言葉を想起された。
- (4) 「折口信夫全集 第12巻」(中央公論社・1974〇) 3180頁-1頁。
- (5) ハウス | 編著 Hoffmann,A.G.,Blutrache,in : J.S.Ersch/J.G.Gruber,Allgemeine Enzyklopädie der Wissenschaft und Künste, SektI : A-G.T.1,1969, 89-93; Schrader, O., Reallexikon der indogermanischen Altertumskunde,1,2.Aufl., 1917, 152-159 (Blutrache); Schrader, O., Blood-feud,in : Encyclopaedia of Religion and Ethics, 2, 1909, 720-735; Thurnwald, R., Blutrache,in : Ebert,Max (Hg.), Reallexikon der Vorgeschichte, 2, 1924, 30-41; Thurnwald,R., Blood vengeance feud,in : Encyclopaedia of the Social Sciences,2,1930,598-599 などに詳しき。
- (6) Frauenstädt, Paul, Blutrache und Totschlagsühne im Deutschen Mittelalter, Leipzig 1881 ; ders., Die Totschlagsühne des deutschen Mittelalters, Berlin 1886 (Sammlung gemeinverständlicher, wissenschaftlicher Vorträge, hrg. v. Virchow und v. Holtzendorff, N. F. 1. Serie, Heft 10, Berlin 1886,p.373-404).
- (7) Büttcher, H., Blutrache, II. Rechtshistorisches, in : Reallexikon der Germanischen Altertumskunde, 2. Aufl. 3, Berlin/New York 1978,85-101 + の複数成形を参照せよ。
- (8) Wittmann, Franz Michael, Monumenta Wittelsbachensia,I,München 1857,no.123 §.7.
- (9) Wittmann,F.M. (wie Ann.8), no.175 §.10.

- (10) Wittmann,F.M. (wie Ann.8), no.168 §.2.
- (11) Urkundenbuch der Stadt Basel, III.Basel I 1896,no.472, cf.no.424 (1298 Aug.17).
- (12) ハーメルニク「キロニカ」(熊本法學)八五(一九九五)四「謀殺論」。
- (13) cf. Hagemann, Hans-Rudolf,Basler Rechtsleben im Mittelalter, Basel/Frankfurt (M) 1981,167,Ann.121 (殺害の現場で夫が復讐権の行使によって妻の相手の男に腰を貰わせた事例); ders., Blutrache,in : Lexikon des Mittelalters, II, München/Zürich 1983,289.
- (14) 「殺人謀殺」、「謀殺した形骸のまゝか、云々」(文化人類学雑誌)〔原文書・一九九〇〕「謀殺の問題が成るやうやく」。
- (15) Michelson,A.L.J.,Urkundenbuch zur Geschichte des Landes Dithmarschen, Hamburg-Altona 1834, no.17.
- (16) 『謀殺と殺人』(北洋大藏・一九八一)「謀殺」、「殺人」、「謀殺」。
- (17) Lex Angliorum et Werinorum hoc est Thuringorum,c.31,in:MGH Leges (in Folio) 5,1875/89, 126-7.
- (18) MGH Const.I,Hannover 1893,no.438 §.30.
- (19) Orthoff,Friedrich,Das Rechtsbuch nach Distinktionen,Jena 1836 c.40 Dist.I.
- (20) v.Richter,Friesche Rechtsquellen,Berlin 1840,184: Die einsiger Domien von 1312 c.ll.
- (21) Grimm, J., Weisthümer 1,1957, 18 §. 3,4 (Kyburger Öffnung vor 1506), cf. Kothing, M., Die Blutrache nach schweizerischen Rechtsquellen, in: Der Geschichtsfreund, 12,1856,146 (sipplut[30 April 1447]).
- (22) Carlen, Louis, Rechtsgeschichte der Schweiz, 3. Aufl., Bern 1988, 36 (Racheplicht: 16. und 17.Jahrhundert). cf.Kothing (wie Ann.21), 145 (1649 und 1698).
- (23) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 5, Lübeck 1877, nr.571(g). cf. Luppe, Hermann, Beiträge zum Totschlagsrecht Lübecks im Mittelalter,Diss,Kiel,1896,19(Ann.1); Reuter,Rolf,Verbrechen und Strafen nach altem

lübischen Recht,in:Hansische Geschichtsblätter,61,1937,79 Ann.4.

(24) Francke,Otto,Das Verfestungsbuch der Stadt Stralsund, Halle 1875,§.680.

(25) §§.144,157,175,394,502,614,669.

(26) §.645.

(27) §.660.

(28) §.664.

(29) §.495. cf. §§.373,391,408,488,522,532,579,581,603 seqq.

(30) §.679.

(31) §.662.

(32) §.636.

(33) 鎌倉「職方司の出密朝聘」『鎌倉御内記』 卷四(1100) 14 | 阿波ノ一ノ六ノ國 「子事後國トモ一トヤムベニ地

(34) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 2,Lübeck 1858,no.620.

(35) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3,Lübeck 1871,no.132.

(36) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3, no.133. cf.Reuter (wie Ann.23), 79 (Ann.1).

(37) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3, no.215. cf.Luppe (wie Ann.23), 19 (Ann.2); Reuter (wie Ann.23) 79
Ann.4.

(38) Wittmann,F.M., Monumenta Wittelsbaccensia,II, München 1861,no.209, §§.10,12.

(39) Wesniitsch,Milenko R.,Die Blutrache bei den Südslaven,in:Zeitschrift f.vergleichende Rechtswissenschaft,9,
1890, 50 (Das Gastrecht ist ein heiliges).

(2) Rickenbach, Christoph, Ungedruckte Quellen, in: Die Tötung und ihre Folgen, in: ZRG GA 49, 1929, 160 ff.
no.8: Geschworener Brief von Luzern von 1526.

論
(1) Rickenbach (wie Ann.40), no.7: Stadtrecht von Luzern von 1588.

(2) 稲穂「殺戮の歴史」〔熊本法券〕九五（一九九九）110頁以下。

(3) cf. Holzhauer, Antje, Rache und Fehde in der mittelhochdeutschen Literatur des 12. und 13. Jahrhunderts, Göppingen 1997, 26 (Ann.71), 13 (Ann.17).

(4) §.455. cf. §§.456, 462, 463, 503, 506, 507.

(5) §.490. 「ハヘルム (in usus heren lande)」◎事件。但し「街頭上犯行」殺害事例もこれ §§.288 [in libera strata], 409 [in libera via publica] 総説。船山被追放者として §§.86 (Pro isto factu fuit citatus et vocatus ad iudicium sed comparere recusavit), 270 (proscriptus, quia profugus), 388 (finaliter proscriptus).

(6) 稲元裕「ヨーロッパ市参事会裁判の歴史」佐藤篤士他編「司法への民衆参加——西洋における歴史的展開——」(敬文堂・一九九六) 七八頁。

(7) §§.112, 113.

(8) 「6世紀ハガニアーレム市社会」斯波照雄『中古ハガニア都市の研究』(朝日書房・一九九七) 七五頁に記され、通商上町田や富裕商人を中心の参事会に支配された。

(9) §.53. cf. §§.36, 121.

(10) §.490.

(11) §§.583, 610.

(12) §.589, 633, 634, 635 (actore suo fratre), 646.

(13) §.669.

- (54) §.627.
- (55) §.613. cf. §.611 (*actrice Taleken relicta Nicolai Langhe*).
- (56) §.645.
- (57) §.593 (*proscriptus est ad instanciam et causam uxoris dicti Petri*).
- (58) §.603.
- (59) §.623.
- (60) §.618 (*Actrix fuit Katherina*).
- (61) §.604.
- (62) 心ぬ、毒公人の非行に主人が訴へ因る事の如きがあらわ (§§.125,594)°
- (63) §.593.
- (64) §.52 (即ち誰か一人は、被殺者の兄弟). cf. §.65 (*ex parte Hupponis nostri burgensis*).
- (65) §.650.
- (66) §.75.
- (67) §.138.
- (68) Urkundenbuch, in: Frauenstdt, Blutrache (wie Anm.6), 181-250.
- (69) Nr.1 (*amicabilem concordam et irrevocabilem condixerunt super homicidio in Niczkone Ruchus perpetratu*).
- (70) Nr.7 (*gultiche verrichtunge Geleydingt...haben zwischen beyden teilen*).
- (71) Nr.22 (*von des Todslegs wegen*). 和解事由の「謀殺」が何よりも凶暴な Totenschlag に對応する。Nr.28 (*mord*), 32 (*von des mords wegen*) 斬の毒をもたらす犯人である。
- (72) Nr.24. cf. Nr.26.

- (73) Nr.10.
- (74) Nr.23 諸々の Nr.31 (*lorentz nungebaur 云々トノ如キ共同和解交渉役であった*).
- (75) Nr.29 (*vor die er die stethabung dieser vorrichtunge getobt hat*).
- (76) Nr.7,11,12,13,15,16,17,27,30,32,35,36.
- (77) Nr.6. cf.Nr.19 (*unser eygnos [共同和解交渉役G - <1>], 34,43 (Rathsfreund)*, 54.
- (78) Nr.10. cf.Nr.5,14,18,21,33,37,39,46,52 seqq.
- (79) Nr.8.
- (80) Nr.34. cf.Nr.20 (*Bernhard Skal hauptman und unsirs Rahis Eldisten*).
- (81) Nr.48 (*off fleissige ansuchunge*).cf.Nr.40 (*durch beide und mit dieser beider teile wille*).
- (82) Nr.19 (*Wir etc.Bekommen mit diesem StadtBuche*, 37 (*mit unserem Stadtbuche*).
- (83) cf. Nr.26,47 (*総括帳簿くの記載は被害賠償 [被災者との交換] の請願に基づくもの*).
- (84) Nr.3.
- (85) Nr.24. cf.Nr.45 (*nach laut u.von Inhalt einer tzedel*).
- (86) Frauenstädt,P.,Breslaus Strafrechtspflege im 14. bis 16.Jahrhundert,in :Zeitschrift f. die gesamte Strafrechts-wissenschaft, 10,1890:238 und ders,Die Totschlagsühne (wie Anm.6), 26 (1357 bis 1399:243 Totschläge).
- (87) cf.Kohler,Josef,Shakespeare vor dem Forum der Jurisprudenz,2.Aufl,Berlin 1919:273 (Verbanzungsklausel).
- (88) Nr.24 (*Jorge Springer vormunter totsleger der do gefangen gewest ist*).
- (89) cf.Frauenstädt, Die Totschlagsühne (wie Anm.6), 28 (der Entstaltung) f.
- (90) 稲葉「支那通事史断章」「熊本法部」八三（一九九五）二七二頁云（一九一七年四月ヲハケタルニ・トダ・マハシニシテ之の放棄事件〔釋放せ一六一八年十一月〕の事例）参照⁹⁰。

- (91) Nr.17. cf.Nr.5,7,16,20,21,22,29.
- (92) Nr.2.
- (93) Nr.30. cf.Nr.5,8,13 (*Freudlich*) 1921 (*Nummern in ange zu reden*) 22,23.
- (94) 摘編「外語の用語と内部的刑罰」——石尾芳久氏の所論による——【熊本法学】100年(1001)九頁
ぬる闇の注(26)参照。また全般的に、拙著『中世ドイツの刑事裁判—生成と展開—』(多賀出版・一九九八)第一章
([ト)ハムリード有害な人間とはなにか]) 参照。
- (95) Nr.3.
- (96) Nr.27.
- (97) Nr.37.
- (98) Nr.39.
- (99) Nr.24.
- (100) Nr.33.
- (101) cf.Bielander Josef Zur Geltung der Blutrache im Wallis,in:Schweizerische Archiv für Volkskunde,43,1946,
217 (*homicidium honestum*).
- (102) Nr.33.
- (103) Nr.34.
- (104) Nr.22.
- (105) cf.Nr.7,8,12,14,17,19,20 seqq. 並々 Nr.23 (Weissnach zu dem heiligen Blut).
- (106) Nr.24,25.
- (107) 疾禱信文編(中公文庫・一九九一) 111頁。

(108) ハルムハ (釋説) 「漢語大典」 [熊本法學] 八一 (一九九四) 151頁ト致以下を参照^o。

(109) Nr.6, cf.Frauenstädt,Die 'Todtschlagsühne (wie Anm.6), 23 (aus dem Wege zu gehen).

續
編

(110) Nr.38.

(111) Nr.30,47.

(112) Nr.30, cf.Nr.7,14,16,31,34,36, など「靈帳帳」本院の1種——十世紀末頃から十一世紀初頭の「帝國過去帳」をもくと——「シヤツ」等三略称「Merseburger Totenbuch」¹¹²「梅花女子大学文学部叢書 人文・社会・自然科学」十四(一九七六) 四川廻云ト参照^o。

(113) Nr.4.

(114) Nr.30, cf.Nr.6,7,11,12,14,15,16,19,22,23,26,29,31,33,35,36,47.

(115) Nr.20 (*funf drey wachen*), cf.Nr.48 (*izubischen Ostern und pfingstier*).

(116) Nr.30, cf.Nr.5 (*eyne marir setzen*), 6 (*eyn crewze mit eyner Marter an den weg*), 19 (*eyne marter und eyn crewze*).

(117) 現在ニ残る「靈牒十世紀版」の例スレバ Platink,Peter Valentin, Das Steinkreuz.Steinkreuzforschung in Belgien, Nürnberg 1967,3-19 に掲載の八枚の写真を参照^o。

(118) Nr.30, cf.Nr.5 (*funf mark Heller*),12 (*vij mark heller* [11回尔羅特], und eyn syrheit Byr),16 (*Acht mark* [11回アーロト]).

(119) Nr.31 (*kein gelt hat welten nemem*). 瞑牒の金を被弾却體が領土取るのせんとせんなりふたかみだぬべか (cf. Preiser,W.,Blutrache,in:Handwörterbuch der deutschen Rechtsgeschichte,Lieferung 2,1965,col.460[entlehrend])^o

(120) Nr.30, cf.Nr.7 (*Arztgeld*), 16 (*arzgelt*), 50(*barbitgelt*).

(121) Nr.4.

- (22) 例へば、ブレスラウ市で、賠償金の支払ふを免る加害者にたいし、糞を煮やして盗みの攻撃に出た Gregor von Dommeitz (彼は、従兄弟を殺されたため血讐を因ひてこしたが加害者が不在で盗みに及んだ) は、絞首となつた (Frauenstädt, Breslaus Strafrechtspflege [wie Ann.86], 239)^o
- (23) Nr.36. cf.Nr.41 (*von diese irrite [Erde] brocht haben*).
- (24) Urkundenbuch der Stadt Strassburg,1,Strassburg 1879,no.617 c.22.
- (25) 抽録「報復へ」の差押えと中世社会」 中村直美他編『時代転換期の法と政策』(成文堂・110011) 1回目 (「某局の責任を問へ」)。
- (26) cf.Träger-Schubert,M., Zur Totschlagsklage im altwestfriesischen „Jüngerem Skeltarecht“, in: *Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis*,46,1978,254 (die volle Verantwortung).
- (27) Hagemann,Basler Rechtsleben (wie Ann.13), 167 Ann.121 (p.168).

(付記。本稿は11001年十月十四日広島大学で開催された法制史学会においておなじだ報告に加筆し、注を付したのみである。本来は新稿をもつて篠倉満教授の永年の「苦労に応える予定であったが、それがかなわなかつた。」¹⁾ 海答を讀へただくである。なお、本稿は110011~04年度科学研究費補助金基盤研究C (2) 課題番号14520011による研究の一部である。)